

平成19年第1回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

議事日程〔第1号〕

3月12日(月曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

- 日程第1** 会議録署名議員の指名
- 日程第2** 会期の決定
- 日程第3** 第1号議案から第40号議案まで、報
第1号及び報第2号上程
提案理由説明
質 疑
委員会付託
〔ただし、第1号議案並びに報第1
号及び報第2号を除く〕
- 日程第4** 予算審査特別委員会の設置及び委員選
任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22名)

- | | | |
|------|-----|-----|
| 1 番 | 近 藤 | 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 | 博 文 |
| 3 番 | 安 達 | 隆 |
| 4 番 | 尾 上 | 真 一 |
| 5 番 | 山 田 | 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 | 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 | 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 | 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 | 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 | 力 |
| 11 番 | 村 上 | 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 | 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 | 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 16 番 | 川 原 | 直 記 |
| 17 番 | 河 野 | 正 春 |
| 18 番 | 山 本 | 博 文 |
| 19 番 | 菅 | 健 雄 |
| 20 番 | 堂 園 | 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 | 浄 |
| 22 番 | 大 石 | 忠 昭 |

欠席議員(0名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
助 役	都 甲 昌 叡
参事兼総務課長	鴛 海 豊
参事兼真玉市民センター長	青 野 素 久
参事兼香々地市民センター長	佐 藤 良 雄
プロジェクト推進課長	中 嶋 栄 治
企画財政課長	野 村 信 隆
税 務 課 長	河 野 清 一
市 民 課 長	河 野 三 男
福 祉 事 務 所 長	大 園 栄 治
保 健 年 金 課 長	小 野 俊 久
子育て・健康推進課長	安 東 良 介
人権・同和对策課長	浅 井 哲
環 境 課 長	水 江 義 和
商工観光課長	桑 原 茂 彦
農林振興課長	北 崎 順 一
農地整備課長	尾 形 雄 治
建 設 課 長	奥 田 秀 穂
下 水 道 課 長	甲 斐 好 信
水 道 課 長	福 光 博 文
会 計 課 長	吉 原 安 彦
消防本部消防長	安 藤 義 文
総務・法規係長	久 保 健 一
秘書広報係長	小 野 政 文

教育庁

教 育 長	都 甲 桂 一
総 務 課 長	安 東 洋 義
学校教育指導室長	早 田 義 司 郎

議長(菅 健雄君) おはようございます。
ただ今の出席議員は22名で、議員全員の出席で

3月12日

あります。

よって、平成19年第1回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(菅 健雄君) これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長(菅 健雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番安達 隆君及び4番尾上 真一君を指名いたします。

議長(菅 健雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの12日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長(菅 健雄君) 日程第3、第1号議案から第40号議案まで、報第1号及び報第2号を一括議題といたします。

議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 本日、ここに第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席くださいまして誠にありがとうございます。

まず、諸般の報告を申し上げます。

合併後、3年目を迎えます新豊後高田市の平成19年のスタートは、1月5日、振袖やスーツ姿の新成人228人の出席のもと、幕開け行事にふさわしい県内のトップを切って成人式が行われ、新成人が決意を新たに大人の仲間入りをいたしました。式典後、代表者による「まちの発展や活性化」などについて意見発表があり、ふるさとを思う若者たちの気持ちが熱く伝わってきたところでございます。

また、1月7日には、新春を飾る「ホーランエン

ヤ」が天候にも恵まれ、市内外から2万人の見物客が訪れ、威勢のいい掛け声とともに勇壮に繰り広げられました。そして、2月24日には、天念寺修正鬼会が、一昨年の裸祭りに続き、大手飲料メーカーのテレビコマーシャル「日本の祭り」シリーズにエントリーされ、燃え盛るたいまつを手に荒々しく堂内を駆け回る鬼の収録撮影も行われ、大勢の見物客で賑わいました。

今後も、本市の多彩な伝統行事や祭りなどを通して全国の皆様方に、元気な豊後高田市を紹介していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

また、1月21日には、消防出初式が14分団61部、615人の消防団員が参加のもと、丘の公園で分列行進や人員服装点検を行い、また、桂川河川敷におきましても一斉放水訓練が行われました。消防団員の整然機敏な勇姿ある行動を目のあたりにして、非常に頼もしく感じたところでございます。

そのような中、1月17日、阪神・淡路大震災から、今年で12年が経過し、大規模災害や有事などの発生に備えて市内の11団体と、災害時における応急復旧や医薬品、食料、生活必需品の供給運搬などに関する「災害時協力協定」を締結いたしました。大規模災害が発生した場合には、行政だけで対応することは非常に困難でありますので人的、物的支援をいただける協定ができましたことは大変心強く、感謝申し上げる次第でございます。今後は、調印していただきました各団体の方々や消防団員の皆様のご協力をいただき、防災訓練などを行うとともに、自主防災組織の育成強化など、市民と一体となった災害に強い安全安心なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

さて、ご案内のとおり、日本全体が人口減少、高齢化社会を迎える中、都市機能を中心市街地へ集約し『コンパクトシティ』を実現するべく「まちづくり三法」が改正されました。この三法の一つである新しい中心市街地活性化法では、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画に対する内閣総理大臣の認定制度が創設され、全国各地でその策定が進められている状況でございます。この基本計画の認定を受けますと、国からまちづくりに関して重点的な支援が受けられますので、当初、大分県から「チャレンジしてみないか」というお話をいただき、行革期間中の大変厳しい中ではありますが、市全体の活力向上につなげるため、平成19年度早期の認定に向けて取り組みを進めているところでございます。今

後、この制度を活用して、昭和の町をさらに進化させることはもとより、これまで課題となっておりました玉津地区についても「高齢者が楽しいおまち」として活性化を進め、計画期間中の5ヶ年間にわたって、中心市街地活性化のための施策を進めていきたいと考えております。

なお、昭和の町につきましては、新たな観光拠点施設として、昭和ロマン蔵の北蔵をリニューアルし、観光交流センター・昭和の暮らしを体感できる施設として、本年4月29日「昭和の日」のオープンに向けて、現在整備を進めているところでございます。

次に、1月24日、大分北部中核工業団地で自動車部品を製造する「株式会社東陽九州」の竣工式が行われ、さらに、1月30日には、美和工業団地でカメラやトナーカートリッジの部品を製造する「コロナ株式会社」が自動車産業への新規参入による新工場を増設し、その竣工式も行われ、それぞれ2月1日より操業を開始いたしました。このように自動車関連企業の相次ぐ操業が開始されましたことは大変喜ばしく、若者の雇用の拡大や定住促進につながるものと期待いたしますとともに、今後も企業誘致に努め、市の活性化を図ってまいりたいと思っております。

次に、この度の敬老祝い品問題につきましては、関係者の皆様方を始め、市民の皆様方に大変なご迷惑と、ご心配をおかけいたしましたことに対しまして衷心よりお詫び申し上げます。経過につきましては、市報3月号において報告いたしましたとおりでございますが、今後の対応につきましては、弁護士とも協議しながら厳正に対処してまいりたいと思っております。市といたしましても、このようなことが二度と起こらないような措置を執ってまいりたいと考えているところでございます。

また、去る、2月21日の深夜に発生しました高田庁舎正面玄関前の放火とみられる火災につきましては、市民の皆様方には、ご心配と一時的に庁舎玄関が使用できず、ご迷惑をおかけいたしました。現在、警察で器物損壊による捜査を行っているところでありますが、このようなことが起こることのないよう庁舎管理の強化を図ったところでございます。

さて、平成19年度の歳入見通しにつきましては、全国的には景気回復による税収の増加が期待されているところでございますが、本市の場合は、農業や中小製造業、建設業など、景気回復による影響が即座には現れにくい産業構造であり、税源移譲による

増収はあるものの、現段階では、税収の伸びは期待できません。

市税の平成18年度収入見込みは、約18億4,000万円で、経常一般財源等の約20パーセントでしかなく、全国市町村平均の50パーセント台とは比較にならない低い水準でございます。

本市のような過疎団体が、歳入の見通しを立てるにあたっては、地方交付税制度を抜きにしてあり得ませんが、その交付額は、地方財政計画の中で決定され、国の財政が厳しい中、年々減少し、本市においても、平成11年度をピークに減少を続けています。

一方、歳出見通しにつきましては、老人措置費、国民健康保険、老人保健、介護保険など、制度的に固定化された社会福祉関係費が、高齢者人口に比例して増大することが予想されます。

また、道路や上下水道などの社会資本整備に伴い、公債費等が平成23年度まで高い水準で推移するため、実質公債費比率は17パーセント台になることが予想され、財政的に非常に厳しい状況でございます。しかしながら、新市建設計画を基に策定した市総合計画の最重点事業として位置づけていますケーブルテレビ施設整備事業、学校給食センター建設事業及び火葬場建設事業については、合併前からの懸案事項でございますので、今後とも実施してまいり所存であります。

そのためには、集中改革プランに基づく行政改革の取り組みを着実に実施する必要があり、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、5年後、10年後の中長期的な展望に立って、推進強化してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その大要をご説明申し上げます。

第1号議案は、「平成19年度豊後高田市一般会計予算」でございます。

本予算は、「豊後高田市行政改革大綱及び実施計画」の計画期間の中間点に位置し、集中改革プランの「目標達成への道筋」を確実につけていくための重要な予算です。

平成18年度から着手しているケーブルネットワーク事業を特別会計として分離することなどにより、歳入歳出予算総額は、127億1,689万9,000円、前年度当初予算対比では、11.3パーセントの減となりますが、地方財政計画の基準となる普通会計ベースでは、歳入歳出予算総額は、145

3月12日

億2,705万7,000円、前年度当初予算対比では、1.3パーセントの増となります。

まず、歳入の概要についてご説明申し上げます。

市税につきましては、税制改正による所得税から住民税への税源移譲などにより、19億7,770万7,000円を見込んでおり、前年度当初予算対比では、8.4パーセントの増となります。

地方譲与税につきましては、税源移譲に伴い、所得譲与税が、平成18年度をもって廃止されるため、前年度当初予算対比では、49.9パーセントの大幅減となります。

地方交付税につきましては、56億9,000万円を見込んでおり、前年度当初予算対比では、2.3パーセントの減となります。

分担金及び負担金につきましては、六郷園入所負担金の減少などにより、前年度当初予算対比では、2.7パーセントの減となる1億3,785万円を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、健康交流センター花いろの施設の一部の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者の収入とすることに伴い、前年度当初予算対比では、18.9パーセントの大幅減となる1億6,513万4,000円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、平成18年度に文部科学省の公立学校教育施設整備費補助金を受けて実施した学校給食センター整備事業の皆減及び国土交通省の道整備交付金を受けて実施する市道整備事業の減少などにより、前年度当初予算対比では、15.2パーセントの大幅減となる9億6,418万3,000円を見込んでおります。

県支出金につきましては、平成18年度から農林水産省の認可を受けて実施しているケーブルネットワーク事業を特別会計に分離することにより、前年度当初予算対比では、20.7パーセントの大幅減となる9億6,423万2,000円を見込んでおります。

財産収入につきましては、集中改革プランに基づき、平成18年度から実施している遊休財産等の売却などにより、前年度当初予算対比では、69.6パーセントの大幅増となる970万3,000円を見込んでおります。

繰入金につきましては、団塊の世代の大量退職に伴う職員退職手当を措置し、及びケーブルテレビ施設整備事業等の大型事業を着実に実施するため、前

年度当初予算対比では、420.7パーセントの大幅増となる9億9,248万2,000円を見込んでおります。

繰越金につきましては、5,000万円を見込んでおり、前年度当初予算対比では、72.2パーセントの減となります。

諸収入につきましては、社会福祉法人真萌会に派遣している職員の派遣期間満了により、派遣職員人件費返納金が減少することなどにより、前年度当初予算対比では、26.2パーセントの減となる2億2,525万円を見込んでおります。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。

議会費につきましては、議会議員の在任特例制度の適用期間の満了に伴い、定数が減少したため、前年度当初予算対比で、32.3パーセントの大幅減となります。

総務費につきましては、職員の定年退職による退職手当が増加するものの、ケーブルネットワーク事業を特別会計に分離するため、前年度当初予算対比で、10.9パーセントの大幅減となります。

平成19年度は、ケーブルネットワーク事業特別会計に対する繰出金、平成18年度から試験運行している市民乗合タクシーの本格導入のための経費、大分国体プレ大会に要する経費及び参議院議員選挙費などを計上しています。

民生費につきましては、障害者自立支援費、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、私立保育所運営費などの増加に伴い、前年度当初予算対比で、3.7パーセントの増となります。

平成19年度は、次世代育成支援施策の充実を図るため、放課後児童育成クラブ事業費及びつどいの広場事業費の増額を行うと共に、後期高齢者医療制度の創設に伴う電算システムの整備経費などを計上しています。

衛生費につきましては、平成18年度に合併補助金を受けて実施したし尿処理施設統合事業の完了及び健康交流センター花いろの指定管理者制度の導入などに伴い、前年度当初予算対比で、33.9パーセントの大幅減となります。

平成19年度は、中学生以下を対象としたインフルエンザ予防接種助成事業費の予算化及び乳幼児医療費の助成対象年齢の拡大に合わせた事業費の増額を行っています。

労働費につきましては、市シルバー人材センター運営費補助金の減額などにより、前年度当初予算対

比で、7.2パーセントの減となります。

農林水産業費につきましては、排水機場改修事業及びほ場整備事業などの完了に伴い、前年度当初予算対比で、8.3パーセントの減となります。

また、平成19年度は、過疎と高齢化による農山漁村地域の活性化対策として、市総合計画に基づく「新時代に対応した農林水産業の振興」を図るための事業へ重点的に予算配分しています。

商工費につきましては、企業立地関係費で、企業立地促進奨励金が増加したことなどにより、前年度当初予算対比で、3.1パーセントの増となります。

平成19年度は、中心市街地の再活性化対策として、玉津地区の歴史的、文化的資源を活かした「高齢者の交流と癒しの場づくり」を実施するための所要の経費を計上しています。

土木費につきましては、道整備交付金事業による市道堀切線及び御玉泉橋線の事業量の減少、過疎対策事業による市道縦貫線の完了などにより、前年度当初予算対比で、3.8パーセントの減となります。

平成19年度は、大分国体関連道路網の整備に要する経費の増額と共に、中心市街地の再活性化を目的とした新町上町線桂橋改修事業の調査測量費、木造住宅耐震化促進事業費などを計上しています。

消費費につきましては、防災用ライブカメラ整備事業の完了などにより、前年度当初予算対比で、11.2パーセントの減となります。

平成19年度は、消防団の地域防災力の低下を防ぐため、老朽化した小型動力ポンプ付積載車の更新等に要する経費を計上しています。

教育費につきましては、学校給食センター建設事業が完了することなどにより、前年度当初予算対比で49.8パーセントの大幅減となります。

平成19年度は、国の重点施策として新たにスタートする「放課後子どもプラン推進事業」を取り入れ、本市がこれまで独自に実施している「学びの21世紀塾」と相互に連携し、放課後児童等の学習支援及び子育て支援の充実を図ると共に、地元農家と一体となった地産地消による食育を推進するための経費を計上しています。

第2号議案は「平成19年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算」でございまして、34億2,842万7,000円を計上しており、国民健康保険法の改正により昨年10月から導入された保険財政共同安定化事業が本格実施されるため、前年度当初予算対比で15.8パーセントの大幅増となります。

平成19年度につきましては、平成18年度に引き続き、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の推進を図るため、生活習慣病予備軍を対象にした個別健康支援プログラムによる国保ヘルスアップ事業を実施し、医療費の適正化に努めていきます。

第3号議案は「平成19年度豊後高田市老人保健特別会計予算」でございまして、36億6,389万4,000円を計上しており、その主なものは、医療給付費でございます。

第4号議案は「平成19年度豊後高田市介護保険特別会計予算」でございまして、24億4,778万円を計上しており、その主なものは、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス給付費でございます。

保険給付費については、高齢化の進行に伴い増加していくことが予想され、介護保険制度を将来にわたって安定的、持続的に運営していくためには、予防重視型の介護保険システムへの転換が不可欠であり、居宅介護サービス給付費等の急激な増加を抑制するため、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

第5号議案は「平成19年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算」でございまして、4,087万5,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金でございます。

第6号議案は「平成19年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算」でございまして、10億4,101万1,000円を計上しています。

その主なものは、管渠整備事業費、施設整備に係る市債償還金などでございます。

第7号議案は「平成19年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」でございまして、5億1,748万1,000円を計上しています。

その主なものは、管渠整備事業費、事業の供用開始に伴う受益者分担金の積立金などでございます。

第8号議案は「平成19年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございまして、5,061万4,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金でございます。

第9号議案は「平成19年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算」でございまして、1,874万9,000円を計上しています。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る

3月12日

市債償還金でございます。

第10号議案は、「平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算」でございまして、19億7,925万5,000円を計上しています。これは、平成18年度から着手しているケーブルネットワーク事業の運営開始に備え、新たに設置する特別会計で、その主なものは、ケーブルテレビ施設の整備及び告知放送施設の整備などに要する経費でございます。

第11号議案は、「平成19年度豊後高田市水道事業会計予算」でございまして、収益的収支では、事業収益2億988万3,000円を見込み、事業費用では、1億9,832万8,000円を予定し、差引1,155万5,000円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では、収入総額3,252万8,000円に対し、支出総額1億2,367万3,000円を予定し、差引9,114万5,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額399万1,000円、過年度損益勘定留保資金6,438万3,000円、当年度損益勘定留保資金2,277万1,000円で補てんします。

第12号議案は、「平成18年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)」でございまして、平成17年度の決算剰余金の積立、ふるさと市町村圏基金の創設、誘致企業に対する制度融資、国の補正予算による市町村合併推進事業の繰越施行などに要する経費を措置するための増額補正並びに現計予算に計上されている各事業の事業量の減少などに伴う減額補正を行うものでございます。

その財源については、国庫支出金、財産収入、前年度繰越金などで措置しています。

補正額は、6億6,458万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、153億9,691万2,000円となります。

第13号議案は、「平成18年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でございまして、一般被保険者に係る療養給付等が当初計画をやや上回る見込みとなったため、一般被保険者療養給付費等の不足分を計上するものでございます。

補正額は、5,500万9,000円の増額で、補正後の予算総額は、32億489万5,000円となります。

第14号議案は、「平成18年度豊後高田市介護保

険特別会計補正予算(第2号)」でございまして、居宅介護サービス等に係る給付費が当初計画をやや上回る見込みとなったため、保険給付費の不足分を計上するものでございます。

補正額は、5,865万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、24億6,122万1,000円となります。

第15号議案は、「平成18年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」でございまして、基金利子の増加に伴う基金積立金及び繰越事業の完了に伴う起債の借換利子に要する経費を措置するものでございます。

補正額は、41万9,000円の増額で、補正後の予算総額は、7億6,545万6,000円となります。

第16号議案及び第17号議案は、市道路線を整備したいので廃止と認定について、それぞれ議決を求めるものでございます。

第18号議案は、「工事請負契約の変更について」でございまして、学校給食センター建設事業において、建築主体工事の工期を延長するための変更請負契約を締結したいので、議決を求めるものでございます。

第19号議案は、「大分県市町村会館管理組合規約の変更について」でございまして、地方自治法の一部改正に伴い、大分県市町村会館管理組合規約を変更することについて、関係市町村と協議したいので、議決を求めるものでございます。

第20号議案は、「宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散について」でございまして、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合が解散することについて、宇佐市と協議したいので、議決を求めるものでございます。

第21号議案は、「宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について」でございまして、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合が解散することに伴う財産の処分について、宇佐市と協議したいので、議決を求めるものでございます。

第22号議案は、「宇佐・高田広域協議会の設置について」でございまして、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、これまで共同処理を行ってきた事務の内、広域市町村圏計画に関する事務等を引き続き宇佐市と連絡調整を図っていくため、宇佐・高田広域協議会を設置することについて、宇佐市と協議したいので、議決を求めるものでございます。

第23号議案は、「宇佐・高田地域介護認定審査会の共同設置について」でございまして、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、宇佐・高田地域介護認定審査会を共同で設置することについて、宇佐市と協議したいので、議決を求めるものでございます。

第24号議案は、「宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の共同設置について」でございまして、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会を共同で設置することについて、宇佐市と協議したいので、議決を求めるものでございます。

第25号議案は、「公の施設の指定管理者の指定について」でございまして、健康交流センター花いろの一部の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、議決を求めるものでございます。

第26号議案は、「豊後高田市副市長の定数を定める条例の制定について」でございまして、地方自治法の一部改正に伴い、副市長の定数を1人と定めるものでございます。

第27号議案は、「豊後高田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」でございまして、市民の利便性の向上等を目的とした電子申請等を実施するため必要な事項を定めるものでございます。

第28号議案は、「豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例の制定について」でございまして、豊後高田市ケーブルネットワーク施設の整備に伴い、施設の管理運営上必要な事項を定めるものでございます。

第29号議案は、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」でございまして、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

第30号議案は、「豊後高田市行政組織条例の一部改正について」でございまして、行政組織の変更に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第31号議案は、「豊後高田市特別会計条例の一部改正について」でございまして、ケーブルネットワーク事業の運営に備え、豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計を設置するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第32号議案は、「豊後高田市基金条例の一部改正について」でございまして、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散により、ふるさと市町村圏基

金を創設するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第33号議案は、「豊後高田市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」でございまして、消防団員の定員を変更するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第34号議案は、「宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について」でございまして、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第35号議案は、「豊後高田市介護保険条例の一部改正について」でございまして、宇佐・高田地域介護認定審査会の委員の定数等を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第36号議案は、「豊後高田市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について」でございまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第37号議案は、「豊後高田市生活支援ハウス条例及び豊後高田市立デイサービスセンター条例の一部改正について」でございまして、地域支援事業の創設に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第38号議案は、「豊後高田市児童館条例の一部改正について」でございまして、児童館運営委員会を設置するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第39号議案は、「豊後高田市スパランド真玉条例の一部改正について」でございまして、現在の社会経済情勢に合った利用料金の設定を可能とするために、その限度額の改正を行うものでございます。

第40号議案は、「豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正について」でございまして、当該施設の利用促進を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

報第1号は、「損害賠償の額の決定及び示談について」でございまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、報告するものでございます。

報第2号は、「豊後高田市国民保護計画の作成について」でございまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び大分県国民

3月12日

保護計画に基づき、豊後高田市国民保護計画を作成したので報告するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案及び報告についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅 健雄君） これより質疑に入ります。

初めに議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、5番山田秀夫君及び2番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

5番山田秀夫君。

5番(山田秀夫君) 5番山田秀夫でございます。

通告に基づき、議案質疑並びに関連する一般質問を行います。

まず、第1号議案、平成19年度豊後高田市一般会計予算についてであります。

2款総務費、1項、11目プロジェクト推進費、地域交通対策事業委託料1,493万円が計上されておりますが、平成18年度3月の定例議会において、私が議案質疑の中で、中嶋課長はですね、「平成17年度バス路線に対する補助金は1,904万1,000円であるのに対し、本事業の年間運行経費は1,377万6,000円と積算しており、概ね520万円が減額されると思っております」と答弁されておりますが、今回の予算設定とは116万円の差が出ております。本年度の事業内容とその差額についてお尋ねをいたします。

これについての一般質問ですが、まず平成、去年の10月より新市で市民乗合タクシーを6ヶ月間の試験運行を行っておりますが、その結果と、今年度の事業に活かすための改良点は何なのかをお尋ねをいたします。

次に、6款農林水産業費、1項、7目ヴィラ・フロスタ管理費300万円が計上されておりますが、この内容についてお尋ねをいたします。

これについての関連一般質問ですが、ヴィラ・フ

ロスタは、平成18年4月より指定管理者に委託しております。どのような改善が図られたかもお尋ねをいたします。

また、二巡目大分国体がいよいよ来年に控え、本年度からはプレ国体も開催される予定となっておりますが、ヴィラ・フロスタは、カヌー等の主要な宿泊施設の一つだと考えられますが、そのための対応はどのように考えておられるのか、併せてお尋ねをいたします。

次に、第7款商工費、1項、3目の施設測量設計委託料51万5,000円と施設整備等工事費791万6,000円の事業内容の内訳についてお尋ねをいたします。

次に、第18号議案についてであります。

学校給食センター建設事業において、日数不足が生じたため、完成予定が平成19年3月26日から平成19年5月15日に延期されますが、その主な原因は何なのか。また、このことは、設計段階で工程日数には想定されていなかったのか。そのことにより、工事が18年度から19年度にまた越すこととなりますが、市として何か支障は生じないのか。2学期からの給食の実施に対して支障はないのか、併せてお尋ねをいたします。

次に、第22号議案、宇佐・高田広域協議会の設置についてであります。

宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、これまでの共同処置を行ってきた事務の内、第23号議案の宇佐・高田地域介護認定審査会と第24号議案の宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会が外れることとなりますが、各々の事務局への当市の派遣はどのような配置になるのか、お尋ねをいたします。

また、これに関連する一般質問ですが、12月議会の一般質問終了後、永松市長から、いままでの宇佐・高田地域広域圏から、広域ごみ焼却場は国東市を含めたところで考えたいとのご発言がございました。その後、国東市も新市長が誕生されましたが、設置に向けての進捗状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。

次に、第39号議案、豊後高田市スパランド真玉条例の一部改正についてであります。今回スパランド真玉の宿泊料の料金の限度額を8,000円から1万2,000円に改正する理由についてお尋ねをいたします。

また、これに関連する一般質問ですが、スパラン

ド真玉を指定管理者にしてのメリットと、来年度の大分国体のカヌー等の重要な宿泊施設だと考えられますが、その点のそのための対応はどのように考えておられるのか、併せてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 地域交通対策事業に関するご質疑並びに関連一般質問についてお答えを申し上げます。

昨年の10月から市民乗合タクシーの試験運行を実施いたしており、運行の形態、内容につきましては、昨年12月までに市民の方々から、午後の便の追加に対する要望、路線の変更や運賃に関する意見が寄せられておりました。

このうち、運行時間や運行日の変更につきましては、各地域で午後の便の設定を行い、1月から対応してきたところでございます。

1月以降の運行に対して市民の皆様方から寄せられたご意見等は、12月までに寄せられたもの以外にはなく、新年度予算にかかる事業の策定におきましては、1月の変更後の運行形態をもとに、一部路線において、地域での発着点の位置や経路の変更を行うとともに、運賃を現行の1回300円から200円に引き下げる改定を行う予定といたしております。

以上のことから、平成19年度予算の地域交通対策事業委託料の内容につきましては、現行の試験運行と同様に、市民乗合タクシーの運行について、市タクシー協会に所属する事業者4社へその運行を委託するものであります。

積算の基礎につきましては、運行経費から運賃収入を差し引いたものを委託料の額といたしております。運行経費であります1便当たりの基本運行単価2,650円、1日当たりの運行便数7便、年間運行日数248日、運行事業者4社を乗じた1,840万2,000円から、運賃収入であります1回当たり運賃200円、1日当たりの利用者数2.5名、1日当たりの運行便数7便、年間運行日数248日、運行事業者4社を乗じた347万2,000円を差し引いた1,493万円が委託料の額であります。

次に、18年第3回定例会においてお答えをいたしました、本委託料の年間試算と、19年度予算に計上いたしております委託料の差額につきましては、年間運行日数の想定におきまして、18年度より1

9年度のほうが8日多く、この分の運行経費について59万4,000円の増額が生じております。また、1便当たりの利用人数を試行期間の実績に基づき、2名から2.5名に増加しましたが、運賃を300円から200円に減額したことにより、運賃収入が56万円減少するため、合わせて委託料が115万4,000円増額となったものでございます。

路線経路の変更や運賃の改定につきましては、改正された道路運送法の規定に基づき設置する地域公共交通会議の協議を経る必要があり、この会議は3月下旬に開催予定であります。そこでの協議を経た後、運行事業者が変更の届出を行うこととなりますが、届出から許可までに30日間の処理期間を要するため、実施につきましては5月以降となる見込みでございます。ぜひより多くの市民の皆様方にご利用いただきたいと思います。

また、本運行に移行後も利用の動向や市民の方々の意見を踏まえ、必要に応じ運行形態、路線経路の見直しを行ってまいりたいと考えております。

議長（菅 健雄君） 農林振興課長北崎順一君。

農林振興課長（北崎順一君） 山田議員の第1号議案についてお答えいたします。

6款、1項、7目のヴィラ・フロresta管理費は、豊後高田市観光まちづくり会社に対する指定管理料として年間180万円と、借り入れ土地約2万6,700平方メートルの賃借料120万円となっております。

次に、関連一般質問の、指定管理のメリットですが、ヴィラ・フロrestaは、平成11年4月に第三セクターの有限会社で開業いたしましたが、平成16年4月より旧経営者が辞任し、旧真玉町100パーセント出資の会社として運営をしてまいりました。

合併により新市が受け継ぎ当時の利用状況は、長期滞在型施設7棟中5棟が入居しておりました。しかし、利用料金は当初の半額にしており、経営は成り立っておらず、平成17年度で土地代等約700万円の管理料が必要でありました。平成18年4月1日の指定管理に伴い、土地代を含めた1年間の管理料は300万円となり、財政的に大きなメリットが出ております。

また、民間運営による効率的な運営に変わってきております。

次に、二巡目国体の宿泊の対応ですが、豊後高田市の良さを満喫していただくため、また、施設の有効利用を図るためにも、国体関係宿泊者に農業体験

3月12日

や交流体験をしていただくなどの工夫をし、積極的に対応するよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 真玉市民センター長青野素久君。

真玉市民センター長（青野素久君） 第1号議案について、7款、1項、3目施設測量設計業務委託料及び施設設備等工事費についてお答えをいたします。

ご質疑の施設設備等工事費につきましては、スパランド真玉の改修に伴う経費でありまして、これまでも宿泊客や食事客から要望が多かった食事の際に個室対応ができるようにするため、現在ゲーム機を設置している玄關ホール横のスペースを活用いたしまして、新たに食事用の個室を3部屋整備しようとするものでございます。

また、土台の取り換えなど、温泉設備の改修も行うようにいたしております。

なお、施設測量設計業務委託料につきましては、これらの改修工事に伴う設計管理委託料でございます。

次に第39号議案について、お答えいたします。

ご質疑の宿泊棟の利用料金につきましては、当初より、旧真玉町において設定された安い料金体系を踏襲していることから、現在の社会経済情勢を反映しながら、今後指定管理者が利用料金を検討する際に、幅広い客層にも対応ができ、収益性の向上による経営改善が図れるような料金設定が可能となるように、利用料金の限度額の引き上げを行うものでございます。

ご案内のように、スパランド真玉は、旧真玉町時代に、地域活性化対策の核として平成11年度にオープンいたしました。近年において、近隣市町村に新たな温泉施設が次々とオープンした影響等もありまして、入浴客や宿泊客が減少する中で、人件費を始め諸経費の抑制に取り組んではいるものの、平成14年度から赤字経営を強いられる厳しい経営状況となっております。こうした厳しい経営状況を改善していくためには、今後、山翠荘の名称にふさわしい、より高級感を持つ魅力ある施設づくりや、サービスの向上に取り組むことにより、新たな宿泊客やリピーターを増やしていくとともに、収益性を考慮した幅広い料金体系の設定も必要であると考えております。

また、先程の第1号議案でのご質疑でご答弁させていただきました。新年度予算での食事の個室対応に伴う工事費等につきましても、こうした施設の高級感づくりや新たなサービスの提供を行うための取り組みの一つでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、関連一般質問部分についてお答えを申し上げます。

スパランド真玉にかかる管理運営につきましては、建設当初より旧真玉町100パーセント出資の法人であります株式会社スパランド真玉に管理委託されてまいりましたが、平成15年9月に施行されました地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入に伴いまして、本年度より2年間引き続き株式会社スパランド真玉を指定管理者として、しているところでございます。

指定管理によるメリットについてのご質問でございますが、指定管理にしてまだ1年も経っておらず、また、先程ご答弁申し上げましたとおり、大変厳しい経営状況の中でありまして、現在のところ経費的な大きな効果はみられないところではございますが、こうした厳しい経営状況を克服していくために、指定管理者としても、社員研修や市職員との交流などによる経営組織の強化に努めるとともに、企業訪問や旅行会社との提携などによる安定的な需要の創出に力を入れているところでございます。

次に、二巡目国体の宿泊のための対応について、お答え申し上げます。

ご案内のように、平成20年度の二巡目国体に向けまして、本大会はもちろんのこと、新年度は、リハーサル大会を始めとした各種大会等が数多く予定されております。この間、多くのチームや、選手の皆様が本市を訪れることとなっております。議員ご質問の二巡目国体におけるスパランド真玉の宿泊のための対応についてでございますが、本大会は、県下一斉に開催されるため、これまで他県で開催されました国体の事例を見ましても、本大会期間中における開催地の宿泊施設につきましては、満員の状態になるようでございます。

また、リハーサル大会を始めとした、その他の各種大会につきましては、それぞれ開催時期が異なっており、関係者等の宿泊が期待されていることから、こうした好機を逃すことなく、今後施設のグレードアップも目指しておりますので、大会役員等の宿泊を中心としながら、多くの皆様方に利用して

いただけるように、国体準備室とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（菅 健雄君） 教育委員会総務課長安東洋義君。

教育委員会総務課長（安東洋義君） 山田議員の第18号議案、工事請負契約の変更に関する議案質疑にお答えいたします。

まず、工期の延長の主な原因についてでございますが、学校給食センター建設事業において、当初の工程では、建築本体外工事の内部工事と併行して、厨房機器の搬入設置を行うこととしておりましたが、工程会議において協議をする中で、建物本体外周に設置している柱を撤去しなければその搬入が困難であり、なおかつ、機器搬入時に建物の内部を損傷する恐れもあることから、建物本体の完成仮検査以降に搬入設置をするものとしたものです。

したがいまして、厨房機器の搬入設置後に予定しておりました電気機械設備の接続工事、機器類の試運転、その他必要な調整等に日数不足が生じることとなり、工期の延長が必要となったためであります。

次に、工事を繰り越すことにより、市として何か支障はないかのご質疑ですが、本事業が国の交付金事業であることから、国に対する繰越手続き等は必要となりますが、その他大きな支障はございません。

また、2学期からの供用開始に支障はないかのご質疑ですが、変更契約後の完成期日が5月15日であり、当初予定しておりました新施設における夏休み期間中の研修も予定どおり実施できますので、平成19年度2学期からの新給食センターの稼働には支障はございません。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 企画財政課長野村信隆君。

企画財政課長（野村信隆君） 第22号議案についてお答えいたします。

今回設置を予定しております宇佐・高田広域協議会につきましては、本定例会においてご提案申し上げております、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散に伴い、これまで共同処理を行ってまいりました事務の内、宇佐・高田地域広域市町村圏の総合的な計画に関する事務、大分県北・日田地方拠点都市地域基本計画に関する事務及び広域観光行政に関する事務等について、引き続き宇佐市と連絡調整を図っていくため、地方自治法第252条の第1

項の規定に基づき設置するものでございます。

また、本協議会の事務所及び事務局についてでございますが、協議会規則第5条及び第10条の規定により、両市長の協議によって定められた会長の所在する庁舎内に事務所を設置し、その中に本協議会の事務を処理するための事務局を置くことと定められております。

したがいまして、事務局職員につきましては、会長が所属する市の職員が兼務することになりますので、本協議会における専属の職員の配置は考えておりません。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 環境課長水江義和君。

環境課長（水江義和君） 22号議案についての関連一般質問、広域ごみ焼却場の設置についてお答えいたします。

これまで、宇佐・高田地域広域市町村圏組合が、広域圏構想に基づいて豊後高田市、宇佐市を処理対象区域とする新ごみ処理施設の建設に取り組んでまいりましたが、昨年末、本市は、宇佐市、国東市とのごみの共同処理構想に合意したことから、3市による枠組みで事務処理を進めていたところでございます。その後、ご案内のとおり、国東市においては、3月4日の市長選挙において新市長が誕生したことから、再度新市長との協議を行い、3市で新たに一部事務組合を設立し、新ごみ処理施設建設の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長小野俊久君。

保険年金課長（小野俊久君） 山田議員の第23号議案及び第24号議案のご質問にお答えします。

現在、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合には、2名の職員を派遣しております。今年度末をもって広域市町村圏事務組合が解散する見込みであるため、新たに宇佐市との間で介護認定審査会及び障害程度区分判定審査会を共同設置するため、本定例会に議案を提案し準備を進めているところでございます。

なお、事務局には、本市より1名の派遣を予定しております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） 再質問を行います。

まず、第1号議案のプロジェクト推進課長の答弁の中で、地域公共交通会議とありましたが、これは前回の会議との構成メンバーとは変わらないのかど

3月12日

うか、その辺ちょっと教えていただきたいのと、答弁の最後のほうに、必要に応じて運行形態、路線経路の見直しを行うと言われましたけども、この見直しの期間ですね、どれぐらいの期間を考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 山田議員の再質問についてお答えを申し上げます。

地域公共交通会議の構成員につきましては、道路運送法の改正に伴う国土交通省の通達に基づき、従前の地域交通会議の構成員11名に、運送事業者の運転手の代表1名が追加されることとなっております。

それから、運行の見直しについてでございますが、本運行後、1年間程度の運行期間の実績を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。通告順序に基づきまして、議案質疑及び関連一般質問を行いたいと思います。

最初が、第1号議案、当初予算、一般会計当初予算についての中で何点かですが、一つは、乳幼児の医療給付費として今回3,662万4,000円計上されておりますが、この算定の根拠ですね、入院費に対する助成額、通院費に対する助成額をどれだけ積算してるのかですね。

それから、関連一般質問では、昨年10月からこの乳幼児医療の助成事業について県が要綱を改定をいたしました。県下14市の中で、県の要綱どおりで市の独自の助成事業を実施していないのは、大分、宇佐、国東、豊後高田市と4市だけになりました。なぜ豊後高田市では独自助成ができないのか。子どもの医療費については、せめて小学校に就学する前までは、完全無料化を実施すべきだと思うんですけども、市長の見解を求めます。

次は、ご承知のように、日田市では、市長が大石昭忠と言うんですけども、この医療費助成を市独自で小学校を卒業するまで、この事業の対象拡大を実施することになりました。子どもが病気になったときに、やはりこの経済的負担がまあ一番不安だと、心配だと、この声大きいわけなんですけれども、お母さん方が安心をして子どもを産み、そして育てられるやっぱり環境整備をするということは、過疎

が進行しております豊後高田市にとっては、これは大事な事業だと私は考えるんですけども、市長が少子化対策ということを口にするのであれば、やはりこの若い人たちが安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、できましたら、日田に続いて、豊後高田市でもこの医療費の助成対象をせめて小学校卒業するまで、それができないのであれば、2年生までとか、3年生まででもですね、やっぱり年次計画を作って実施をすべきではないかと。全国調べてみましたら、もう中学卒業するまで無料化を実施してるところもかなりあるようであります。よって、市長の見解を求めたいと思います。

次が、この乗合タクシーの件なんですけれども、いま6番議員から質疑が、あ、ごめんなさい、5番ですね。失礼いたしました。

5番議員から質疑がありまして、若干理解できませんでしたけれども、ましたのでですね、この1,493万円の委託料については理解できましたので、もうこの件はもう質疑はやりません。

あと、その、やらないのに一般質問ということになったら、やれないんかということもあるんでね、そのどうなんですかね、それはできないちゅうことになればやるんだけど、一般質問ということで出してればいいですかね。そこがありますのでね、それならばやるということで、いまの説明の中で、この委託料の基礎になるのは、利用料を引いた額という形の計算ですわね。よって利用料が今のところは、1回当たり2.5というふうに計算、試算してるんですけども、これが3人4人と増えたとね、全体では、総利用者数が増えれば、市の委託料はこの1,493万円以下に減額することが可能というようになると思うんですけど、そういうように理解でいいかどうかね。

よって、次の一般質問なんですけれども、そうなれば、やっぱりせつかくこれだけの予算を使ってやる事業ですから、やはり足のない高齢者などに対してですね、やはりもっとも多くの皆さんが利用できるよにするというのは基本だと思うんです。

それで、これまで合併する前の香々地、真玉の状況を見ますと、患者輸送車や温泉バスについては完全無料で実施をしておったわけです。真玉の患者輸送車についてもそうですね。よって、それが完全にそれが今度は廃止をされてしまい、1回300円の市乗合タクシーに変わったために、もう乗合タクシーであの夷温泉を利用する方というのは、1ヶ月にも

う数人になったようでありますね。で、これまでの利用者は、200何十人あったものがいま、数人に減ってる、この現状を見てもね、やっぱりお年寄りにとっては、往復600円あるいは往復1,200円というね、堅来の谷の方は1,200円出さないと、無料から1,200円に変わったわけですね。これ大変な負担になってるわけなんで、今回引き下げるといっても、まだ1回に800円かかる方がありますね、無料から800円交通費がかかるわけなんですけれども、よって、私は、この一般質問で聞いたのは、この料金については、200円ではなくて、やっぱりせめて100円までね、ワンコインで行けるように、やっぱり同じ改定するんなら、そこまで改定すべきじゃないかと。その分、利用者を増やせば、市の実際の委託料ちゅうのは、そうね、差はなくてもやれるわけでしょう。利用料が増えれば委託料はそう変わらなくてもね、実質市の一般財源の持ち出しというのは、かからないんじゃないかと。

せっかくあれだけね、8人乗りのバスでいたい2.5人しか乗せないことそのものがね、算定がおかしいんやと。利用できる人は、やっぱりもっと利用してもらおうというためには料金を引き下げることやと。無料とは、言わないまでもね、せめて100円下げるべきじゃないかと思うが、それがなぜできないのか。市長の見解を求めたいと思うんです。これは市長の政治姿勢に係る問題なんですね。

それから、運行路線については、住民の要望に応じて変えるということなんですけども、いま考えてるのはどの辺なのか、私も前回の議会で、例えば、高田においてもですね、田染の中でも陽平は通るけれども、本谷を通る、運行されてないとかね、あるいは、落谷をされてないとか、香々地においても、羽根の谷が全然ないとかね、あるいは、いまある高田の都甲谷においても並石ダムまでと。それ上の一畑とか並石まで行かないとか、あるいは、上真玉路線についても、上真玉の田原さんとこまで、あの上黒土や上の小河内までも行かないとかね、あるわけなんで、それは、経費的には、もう何にもかからない。時間的にも1、2分のことで済むような問題のところもあるわけなんですけども、そういうところについても全部改善されるようになるのか。

それから、玉津から出てるのは、今度、昭和の町で玉津側対策もかなり力を入れようということになりましたけれども、いままでは、玉津の商店街の中で、いま、銀座街商店街の中で100円の巡回バス

は乗れておったんですよ。いまは乗れないんですよ。市役所まで出ていかないかんちゅうことになってね、相当志手町や磯町の方からも、下町だけじゃないんですよ、周辺部からも、下町で乗れるのと、市役所前に行くのとは大きな違い、あるいは商工会議所のとこまで行かんといかんいうことでね、巡回バスよりも乗合タクシーになったほうがもっと不便になったというのはね、これ問題だと思うんですよ。本来ならば、もう少し細かく回るのが乗合タクシーじゃないかと思うんです。その運行路線についても、やっぱりそういう要望に応じて、会議にかけてやるというんですから、会議にかけてですね、議論してもらいたいと思いますし、それから時間帯についても、今年の1月からね、午後の便を新たに作るということで、その分、午前の分を減らしたわけなんですけども、変わりましたけども、やはりまだまだ私どものところに声が入ってくるのは、高校生のためにね、前の路線バスだったら、朝乗れて行って、夕方バスで帰れたのに、もういま、夜暗くなって帰る女の子が大変だという声もあります。

よって、朝の便、朝早い便、夜遅い便についても、やはりせめて路線バスが入っていた地域については、全路線とは言いませんけれども、そういう検討も要るんじゃないかと思うんですけれども、その辺の見解、見直しについて、市長の見解を求めたいと思います。

次は、障がい者の予算が一定の額ついておるんですけれども、この障害者自立支援費の事業内容について、これも概略でいいですから、説明をしてもらいたい。

それから一般質問としては、今回、やっぱり障がい者や家族や関係者の皆さんの大きな運動が実りまして、特別対策が講じられることになりましたね、新年度から。これについての影響どうみるのか、説明してもらいたいと思います。

次が、同和事業についてでありますけれども、もう法が切れて5年経ちましたけれども、まだ豊後高田市の場合、未だに同和事業を続けておるんですけれども、今年度、新年度ですね、この会計年度で実施しようとする同和事業の概略について説明をしてもらいたい。

それから、一般質問としては、やはりこの1年間見ましても、大阪での部落解放同盟支部長による同和事業の利権あさり、奈良市での解放同盟幹部の市職員の長期の二セ病傷というあるいは公共事業の私

3月12日

物化ということが事件になりましたし、京都でも市職員による犯罪が次々起こるなど、この同和の幹部や組織ぐるみのこの事件ですね、不祥事が相次いでおるわけなんですけども、そういう中で、全国的には、もう同和事業を終結しようというところがずっと増えております。

大分県の場合、なかなか終結に至ってないんですけども、せめて豊後高田市では、大分県内でももっとも早くこの終結やるという終結宣言ができないのかどうか、市長の見解を求めたいと思います。

次は、第2号議案の国保の特別会計についてなんですけれども、予算書をちょっとめくってみますと、国民健康保険税につきましては、退職被保険者分については、前年度比で200万円の増額になってるんですけども、一般の被保険者分については3,800万円の減額予算になっています。事業費、会計そのものは、先程市長の説明があったように膨れ上がってるんですけども、ここの分が減額されてるんですね、これは被保険者の加入者が減少したとか、あるいは加入者の前年度所得が大幅に下がったとかなどなど、いろんな要因があると思うんですけども、この3,800万円減額されてるこの根拠について説明をしていただきたいと思います。

一般質問では、私ども市民アンケートを実施しまして、大勢の方からご回答いただいたんですけども、その中でもこの収入に比べて国民健康保険税が高すぎるというその悲鳴の声と同時にですね、なんとか安くできないのか、幾分でも値下げできないのかという、この値下げを求む声が非常に多いですね。

確かに、市民のこの収入の実態、生活実態からみまして、国保税の負担の割合というのはあまりにももう大きすぎるわけですね。よって、全国的にも滞納者が増えておりますが、豊後高田についても年々滞納者が増えているわけなんです。

よって、この国保税を引き下げて、市民の暮らしを守るために市長がどういう考えを持ってるのか。いやもうこら手がかんということなのかね、何らかの引き下げ策を考えてるのかどうか、市長の考え方をお尋ねしたいと思うんです。

次が、国民健康保険証の取り上げ問題がいま、全国で問題になってることはご承知のとおりだと思うんですけども、いわゆるこの取り上げられて医療費を全額負担をしなければならないということから、もう病気にかかっても医者に行くことを抑えてですね、そのために死亡事故が発生したというのが、各新聞

でも社会面で報道されるほどですね、大きな事件になってるんですよ。

で、よって、高田においてはですね、私も国保運営協議会の会長してる時代からこの問題議論しましたが、高田の場合は、今のところですね、幸いにして一人ともたりともこの取り上げをやっていないと。いわゆる資格証明書の発行をやってない、県下の中では最もその点では評価できる市なんです。

よって、今後についても、引き続きこの資格証明書を発行しないとね、短期証明でいくということを確認してよいかどうか、市長の見解を求めたいと思います。

それから次が、市独自の減免制度についてなんですけども、災害その他で所得が激減した被保険者世帯には、国の法律でも国保税の減免ができるようになってます。しかし、豊後高田市では適用実績がありません。これは対象になる要件があまりにも厳しすぎるからであります。隣の宇佐市でもずいぶん議会で議論をしてきました結果、国保運営協議会でも協議をして、やはり市独自の基準を新たに定めようということで、新しく実施することになりました。高田においても、宇佐市と同じように市独自の適用範囲を決めてですね、本当にこの国保税というのは、昨年の所得にかけられるわけなんで、昨年所得があっても、今年激減した方については、特別にね、免除する、やっぱり基準を設けるべきだと思うんですけども、市長その考えがないのかどうか、見解を求めます。

次が、第4号議案は、介護保険の特別会計についてであります。

で、簡単にしますが、介護給付費について、本年度いわゆる平成18年度については、補正予算が今回出されておりますように、若干給付費が増えたとなっておりますが、19年度の今度の当初予算のこの額は、私が質問したい要点は、事業計画に比べてみて給付費のこの予算総額はどうか、その説明をしてもらいたい。簡単でいいです。

それから、介護予防事業について、政府のほうが大規模見直しをすることになりましたけれども、豊後高田においても今後この介護予防事業については、国の緩和事項に基づいてどのように改善を図る考え方なのか、説明してもらいたい。

それから、あと、第10号議案のケーブルテレビについてであります。

ケーブルテレビの施設費についてなんですけれど

も、先程概略ありましたがけれども、具体的には、この議会の中継をやるためにも一定の事業が必要だと思っただけでも、そういう予算もこの中に計上されてるのか。そうすると、同じ試運転をやっても、やっぱり議会中継を早くね、市民にこのサービスを提供してもらいたいと思うなんで、いつ頃までには、この予算の中で議会中継ができるような施設ができて上がる考え方なのか、説明してもらいたい。

それから、一般質問としては、やはりなんといつてもこのケーブルテレビの利用、いわゆる住民がサービスを受けられるためには、加入しないとできないわけなんで、いろんな市独自のこの情報提供ということになると、多くの人加入してないと本当の効果が上がらないという問題が出てくると思うんですね。加入を促進していくためには、やはり、住民の負担がどれだけかということが一番鍵になると思うんで、いままでにも一応概略の説明がありましたけれども、この住民負担を軽減するために、やっぱり豊後高田市独自で今後どういう方策をとっていくのか。例えば加入金についてはね、全国的に調べてみますと、促進するために加入金はゼロと、この期間に加入していただければ加入金はもう要りませんというところが多いですね。そういう方法をとるか、接続費用についても、やっぱりこの間だったら、もう一気に業者で入札やるから、少し2割引になるんだとかいうようなね、やはりやって、いろんな方法とって、いわゆる軽減策をとって加入促進するという方法が一番要ると思うんですけども、その辺の加入促進対策として、住民負担軽減対策をどう考えてるのか、説明してもらいたい。

それから、次は、高齢者についてね、高齢者は、いよいよ説明会やりますけれども、説明会にもなかなか来れないと思うんですね。来れないけれども理解をしていただいて、加入してもらおうとなると、やはり相当なこちらの努力がないとできない問題だし、決してこれは強制的なものではないし、上から押し付けられるものじゃないんですよ。本当にこの事業内容を理解してもらって、やはり加入したほうが自分たちの生活にとって得か損かということがその判断基準になってくるのでね、押し付けるんじゃなくて、理解を求めるために、この高齢者対策などどうしていくのか、その辺についても説明してもらいたいと思います。

あと、18号議案、39号議案は、いま5番議員から議論がありましたのでね、これはもう取り下げ

したいと思います。

以上です。

議長（菅 健雄君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 大石議員の第1号議案、乳幼児医療費給付費についてのご質疑にお答えします。

本市では、子育て支援は重要な施策として位置づけ、常日頃より各種事業の推進に鋭意努めているところでございます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、平成19年度一般会計予算として、入院230件で940万円、通院1万2,000件で1,782万円、歯科1,130件で222万円、調剤6,950件で710万円、その他の合計で3,662万4,000円を助成金として計上し、前年度当初予算対比では、1,322万4,000円の増額となっております。

次に、関連一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の、就学前までの医療費完全無料化についてでございますが、乳幼児医療費助成制度につきましては、先の定例会でご答弁してまいりましたように、大分県が新たな子育て支援策として制度改正したことに伴い導入した制度であり、一部自己負担金が生ずるものの、全体的には対象者の拡大が図られ、子育てをされている家庭の経済的支援につながるものであると理解しております。

次に、2点目の助成対象についてであります。改正後の本制度は10月に施行したばかりであり、対象者にとりましてどのような助成効果があるのかなどを見極めながら、事業の推移を見守りたいと考えているところでございます。

したがって、現時点では、大分県の助成要綱に沿った形での対応をしてみたいと存じております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 第1号議案、地域交通対策委託料に関する質疑についてお答えを申し上げます。

予算の算定基礎につきましては、先程山田議員のご質疑にご答弁申し上げたとおり、運行経費と運賃収入の差額が委託料として計上されるものであります。

次に、関連一般質問についてお答えいたします。

3月12日

乗合タクシーの運行路線や時間、運賃の見直しについてであります。先程山田議員のご質疑にご答弁申し上げましたように、5月からの本運行では、1月の変更後の運行形態をもとに、一部路線において地域の発着点の位置や経路の変更を行うとともに、運賃につきましては、1回200円に減額する改定を行うことといたしております。

続きまして、第10号議案に関する質疑についてお答えを申し上げます。

ケーブルネットワーク施設整備費19億5,836万2,000円の主な内容についてでございますが、工事請負費が19億2,872万3,000円となっております。内訳といたしましては、昨年度からの継続事業であります農業振興地域を対象とした工事費が9億9,094万3,000円、新年度新たに発注する市街地域の工事費が6億3,064万円、同じく新たに発注する告知放送施設工事費が3億714万円となっております。

お尋ねの議会関係の中継に関する費用につきましては、農業振興地域の対象分の中に含まれておりません。

工事請負費を除いたその他の事業費2,963万9,000円となっており、その内訳は、光ファイバーを共架するために九州電力等に支払う電柱調査手数料を含む役務費が661万1,000円、設計管理委託及び電柱共架申請書作成委託料が合わせて675万円、その他人件費、需用費等合わせて1,627万8,000円となっております。

次に、関連する一般質問についてお答え申し上げます。

まず、利用サービスの住民負担の軽減対策についてでございますが、今回のケーブルテレビ事業につきましては、多くの市民の皆様に参加していただくため、今回ご提案申し上げます豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例第6条第4項の規定に基づきまして、平成19年5月1日から平成20年9月末まで加入促進を図るための特別加入申込み期間を設ける予定でございます。

特別加入申込み期間中、平成20年3月末までに加入申込みをしていただいた場合は、分担金6万3,000円と引き込み工事費用の両方が免除となります。また、平成20年4月から9月末までに加入申込みをしていただいた場合は、引き込み工事費のみを免除する計画でございます。

次に、高齢者世帯などの対応についてござい

ますが、今回のケーブルテレビ事業では、単にテレビ放送だけでなく情報ネットワークを活用して緊急放送や地域を限定した告知放送サービス、さらには健康相談や安否確認サービスなどを段階的に導入することを予定しており、特に高齢者の方々にご加入していただきたいと思っております。

このため、条例第18条の規定に基づき、市内に居住する満80歳以上の一人暮らしの高齢者で、かつ市民税が非課税の方につきましては、基本使用料を3分の1減額する予定といたしております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。
福祉事務所長（大園栄治君） 第1号議案、3款、1項、6目障害者自立支援費についてお答えいたします。

まずは委託料であります。これらはすべて地域生活支援事業であり、障がい者からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための援助を行う相談支援事業、住居の必要な障がい者に、居室や日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業、旧障害者デイサービス事業より移行しました地域活動支援センター事業、手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業、移動支援のためにガイドヘルパーを派遣する移動支援事業、介護給付支給決定者以外の者にホームヘルパーを派遣する生活サポート事業、障がい者の家族の休息や就労支援のため一時的に障がい者を預かる日中一時支援事業などです。

次の、負担金、補助及び交付金の相談支援事業負担金につきましては、地域生活支援事業に係るものであります。

次に扶助費であります。新たに実施いたします障害者自立支援対策臨時特例交付金事業としましては、事業者に対する激変緩和のための事業運営円滑化事業や通所サービス利用促進事業、工賃控除の見直しに係る就労意欲促進事業、筋ジストロフィー患者の療養給付に対する負担軽減を行う進行性筋萎縮症者療養等給付事業などです。

そのほか、自立支援給付に移行した補装具給付事業や、自立支援医療としての更生医療費給付事業を始め、施設に入所している障がい者に対する施設入所支援事業、介護者の疾病等のため短期間の入所支援を行う短期入所事業、居宅にホームヘルパーを派遣する居宅介護事業、障がい児に対し集団生活への適応訓練等を行う児童デイサービス事業、ケアホームやグループホーム入所者に対し支援を行う共同生活

介護事業や共同生活援助事業、医療を要する障がい者に対し病院等において行われる療養介護事業、常時介護を要する障がい者を支援する生活介護事業や重度障害者等包括支援事業、行動援護事業、障がい者の就労を支援する自立訓練事業や就労移行支援事業、就労継続支援事業、特例訓練等事業などがあります。

また、障がい者に対し、日常生活用具の給付を行う日常生活用具給付事業や障がい者の自動車改造に要する経費を一部助成する自動車改造助成事業につきましては、地域生活支援事業の一つであります。

なお、昨年、市と県で創設いたしました障害者就労継続サポート事業や児童デイサービス促進利用事業につきましても、引き続き実施することとしており、以上が障害者自立支援費で、総額は3億8,743万6,000円となっております。

次に、特別対策の影響についてであります。障害者自立支援法円滑施行特別対策の実施により、通所施設、在宅サービス利用者の1割負担の上限月額が2分の1から4分の1に軽減されることとなります。また、職員負担分を含め、負担軽減対象者の範囲も拡大されるほか、対象事業者も社会福祉法人からすべての事業者となることから、ほとんどの方の負担月額上限額が引き下げられることとなります。

また、平成18年10月から実施してまいりました市独自の利用者負担軽減策につきましては、廃止することとなります。

また、工賃控除の見直しにより、施設やグループホーム、ケアホーム入所者の工賃から差し引かれておりました食費、光熱水費につきましては、工賃の額が年間28万8,000円まであれば、まったく負担がかからなくなります。そのほか、報酬の日払い化や新制度移行に伴う報酬単価引き下げによる報酬額の減額に対し、従前額の90パーセントを補償するなど、事業者に対する補償機能も強化されることとなっております。

議長(菅 健雄君) 人権・同和対策課長浅井 哲君。

人権・同和対策課長(浅井 哲君) お答えします。

同和事業関連の予算は、予算書40ページから41ページに記載されております。1目社会福祉総務費の8億7,764万8,000円の内、主なものは、同和対策推進活動費補助金155万円であります。

続いて関連一般質問の同和問題の終結についてお答えします。

部落差別を解消することは、国、地方公共団体及びすべての国民の共通の責務であるとの認識の下に、法律が施行されて以来、国、県、市と一体となって取り組んできたところであります。

ご承知のとおり、地域改善対策協議会の意見具申では、部落差別が現存する限り、行政は積極的に推進されなければならないとされており、特別対策の終了、すなわち、一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことも指摘されています。

同和問題解決に向けた今後の課題といたしましては、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面で、なお存在している格差の是正、また、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策も必要とされております。

今後につきましても、同和問題は、基本的人権に係る問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢で、関係団体と連携しながら、差別解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

議長(菅 健雄君) 保険年金課長小野俊久君。

保険年金課長(小野俊久君) 第2号議案、国保税の予算減についてのご質問にお答えします。

平成19年度の国民健康保険税につきましては、6億8,483万2,000円を予定しており、前年度予算対比で3,600万8,000円、5パーセントの減を見込んだものでございます。

平成18年度の予算につきましては、予算編成時に公的年金等控除の見直しに伴う激変緩和措置が決定されておらず、この激変緩和措置が反映されないままの予算となっております。

平成19年度につきましては、激変緩和措置を講じた予算となっております。この激変緩和措置の有無が当初予算比で減となった主な要因でございます。

さらに、昨年の日照不足、台風被害により、水稻を始めとする農業所得が著しく減少する見込みでございます。また、営業所得につきましても、増加は期待できない状況から、新年度予算において減となったものでございます。

次に、関連一般質問についてお答えします。

現在、収入の少ないいわゆる低所得者層の方につきましては、その所得に応じて国保税の2割、5割、

3月12日

7割を軽減するという制度を実施しております。当市の国保財政は依然として厳しい状況で、平成17年度決算におきましては、基金を取り崩して決算したところでございまして、先程申し上げましたように、国保税の増加が見込めないことから、税の引き下げはますます困難であると考えております。

次に、滞納者の対応についてお答えします。

現在、本市におきましては、国民健康保険税に長期の滞納がある方につきましては、納税相談を行い短期の被保険者証を交付しております。有効期限が切れる前に再度納税相談を実施しながら、いつでも医療が受けられるように被保険者証の更新を行っているところでございます。

なお、国保税を長期にわたり滞納した結果、医療費を一旦全額自己負担することとなる資格証明書の発行につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、減免制度についてお答えします。

納税に困窮するほど収入が減った方につきましては、特別な事例を除き、次の年度には軽減を受けられます。その間につきましては、納税相談を実施し、個人の実情に合わせ、分割納付等、可能な限り納税者の急激な負担とならず、納税しやすい方法で対応しているところでございます。

国保税の減免につきましては、特別の事情により生活が著しく困難となったものの内、必要があると認められる者に対して減額することができます。

国民健康保険税条例及び市税減免に関する規則により、他の納税者との均衡を失しないよう十分に配慮しながら対応したいと考えております。

次に、第4号議案、保険給付費についてお答えします。

平成19年度の介護給付費の当初予算計上額は23億6,485万円で、介護保険事業計画の給付見込額は約22億8,200万円であります。

次に、介護予防事業についてお答えします。

特定高齢者介護予防事業については、高齢者の内、要支援、要介護状態となる恐れがある人に対して、高齢者が元気でいつまでも安心して暮らせるように、生活機能低下の早期発見及び早期対応を行い、要支援、要介護状態への移行を防ぐことを目的としております。

平成18年度の特定高齢者数は222人です。事業実績としては、高齢者生活援助活動、軽度生活援助事業で120万円、食の自立支援事業で7

17万円の決算を見込んでおります。

平成19年度におきましては、前年事業に加え、在宅老人短期入所運営事業、高齢者生活支援事業、花いろデイサービス事業等を予定しております。

国の特定高齢者の決定方法の見直しにより、今後特定高齢者の数は増加するものと思われ、この特定高齢者介護予防事業については、一般高齢者施策と組み合わせを行いながら、効果的な事業を進めてまいります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質問を行います。

最初に乳幼児医療についてなんですけれども、少子化対策は、本市としても重点施策の一つとしてやってきたんだというように説明されましたけれども、そうなれば、やはりこの乳幼児医療費のですね扱いというのは、市独自の施策を講じるべきじゃないんでしょうか。14市ある内で市独自の施策を講じてないのは4市だけなんですよ。市長、恥ずかしいと思いませんか。それで子育て支援だとは言えないと思うんですよね。なぜできないのか。県のよその市でもう実施してできていることがなぜ豊後高田市でできないのか、市長その説明をしてもらえませんか。

それから、乗合タクシーの件なんですけれども、この会議にはかって今後の運行路線や時間は決めるということなんですけれども、会議に提案するのは市長からなんですよね。だから、その提案どおりに通るかどうかはそれはわかりませんが、いままでの市のケースでは、すべて満場一致で決まるというのが例ですわね。

よって、私が先程指摘した質問の内容に対して答えてもらいたいと思うんです。どうするかというね。具体的な提起をしますので、議長その辺はわかりますね。

それから、次は、自立支援についてなんですけれども、その中でね、ちょっと追加であるのは、利用料についてね、身体障がい者については、路線バスの場合半額だったんですよね。乗合タクシーが同じだから、これの配慮ができないのかね。よその市では、高齢者については特別無料体制とってるところもありますわね。その辺も、今度の乗合タクシーは、一般市民も乗れるわけなんですけれども、その高齢者や身障者の扱いについても、特に患者輸送車やあるいは温泉バスが無料からですね、一遍に300円になった。今度200円だけれどもね、負担が大きいので、

その辺の考慮ができないのかどうか。すべきだと思うんですね。

それから、同和事業については、もういつも同じような答弁、あ、自立支援を飛ばしましたね。

自立支援についてですけれども、時間の関係で簡単にしますが、地域生活支援事業について、いまの説明では、6項目やるんですかね、1、2、3、4、5、6、6項目の事業費になってますわね。これで総額でいくらなのか。

国が示している補助対象になるのは、私の理解では、18項目の事業ですね。事業主体すべて市なんですけれども、それに基づいて補助金出すんですけども、6項目に絞られて、あとやらないというその理由、あとやれないのかね。大分県下の中で6項目というのは豊後高田市が一番最低なんです。よって、この6項目やることによって、地域生活支援事業で国からの補助金はどれだけ見込まれてるのか、ですね。

それからあと、まあ国がこの障がい者や家族や関係者の大きな運動によって動かされてですね、とうとう補正予算を組むし、07、08年度事業で特別予算を組まなきゃならないとこまで追い込まれたわけですね。特別対策緩和措置を取れることになったんですけれども、これによって、市独自の施策をもう廃止するという事なんですけれども、そうではなくてね、まあ市長、この市独自の施策というのは、大分県14市の中で、豊後高田市は確か4番目に実施したと思うんですね。これは評価をできるものなんです。早々と廃止をする宣言をしましたけれども、やはり今回は、社会福祉法人やその他についても同じような扱いになったと、それぞれ助成ができるようになったんやけども、社会福祉法人などについては、また特別に市が助成するとかね、助成の方法はいろいろあると思うんです。全国的には市独自、県独自の助成を続けておりますけれども、それなげ打ち切なのか、その打ち切った理由、打ち切りを撤回してもらいたいと思うんです。市に、実情に合った形で助成策を講じるべきだと思うんですけど、それができないのかどうか、市長の見解を求めます。

それから同和事業なんですけれども、まあこれまでと同じ答弁をね、室長に答えさせてるんですけども、その中でね、ほんなら今後も差別解消に向けて関係団体と取り組んでいくと。関係団体というのは、市長どの団体のこと言うんですか。

それから、差別意識が、依然として存在している差別意識の解消とか、人権侵害などの被害の救済などの対応とか言われましたけれども、依然として存在してる差別意識というのはどういうことなのか。それから人権侵害による被害ちゅうのが実際どういふことがあるんですか。その点まだ同和事業やるということでしょう。私は終結をすべきだと思うんですけども、終結できない理由に挙げてますから、市長自身がどう感じてるのかね、明らかにしてもらいたいと思います。

それから、あと国保税について、まあどうしても引き下げができないということなんですけれども、国に対してですね、国庫負担金を引き上げるという要求が市長できないのか。

これいまの市民の所得が減って云々とありましたけれども、調べてみますと、1984年の法改正で、それ以後どんどん国庫負担を減らしていった、この2004年度間を比べてみますと、国の負担が国保会計の49.8パーセントから34.5パーセントに減ってるわけですね。その一方で住民の国保税が増えるという、この大変なことになってるわけなんです。

ましてや、昨年から高齢者控除や公的年金控除が廃止されるとか、公的年金控除が縮小されるということですね、先程あった緩和措置が取られてるけれどもね、もうこれによって、それぞれお年寄りについても、収入は変わらないのに、住民税が上がる、国保税も上がるということになったわけですね。もちろん介護保険も上がると。そういうことをみましたら、やはり市民のこの生活水準からみまして、国保税は高すぎるんだから、やっぱり市長がね、市民の暮らしを守るということから、国に向けて働きかけをやってですね、このことができないのか、その努力を求めたいと思うんですけども、市長の気持ちを明らかにしていただききたい。

それから、あと、もう介護保険については時間がありませんのでしませんが、ケーブルテレビの住民負担の問題で、若干期間を設けて軽減措置を取るといふことで、そのことは評価します。

よってですね、私が改めて質問したいのは、加入率を促進していくうえで、なかなか説明会にもお集まりいただけない方々に対しては、やっぱりこの事業の内容をご理解していただいて、加入してもらう特別の努力が要ると思うんですけども、その辺についてどう考えてるのかですね、お尋ねして再質問

3月12日

を終わりたいと思います。

議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長(安東良介君) 大石議員の関連一般質問の再質問にお答えします。

独自助成についてでございますが、県内の市町村では、本助成制度の取り組みにおいて差異があることは承知しております。しかしながら、今回の大分県の制度改正は、県が新たに子育て推進策として助成対象を拡大し、全国の各県と比較いたしましても手厚く助成される制度となっており、本市といたしましても、検討の結果、従来の助成制度よりもさらに子育てをされている家庭の経済的支援につながるものであると認識の上、県の要綱に沿った形での改正を行い、昨年10月から実施したばかりの制度でございます。

(22番(大石忠昭君) 答弁済みやないな、そのことは、聞いてないよ、そんなこと。)

以上の理由から現時点では、県の助成要綱に沿った形での対応をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

22番(大石忠昭君) その上に立って質問するでしょう。

議長、質問に答えさせてもらえませんか、簡単でいいんですよ。市長の政治姿勢が問われる問題しかしてないでしょう。長々答弁要らないですよ。基本的なことちゃんと答えさせてください。

議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再質問についてお答えを申し上げます。

まず、市民乗合タクシーの件でございますが、本運行後の運賃につきましては、先程ご答弁申し上げたとおりでございます。

また、見直しを予定しております路線につきましては、地域ごとにつきましては、田染地域につきましては路線の変更は予定いたしておりません。

都甲地域では、並石地区の大日小橋まで路線を延長いたします。

また、松行から鏡迫の区間を都甲中学校を經由する路線に、佐屋の元から中平の区間を夏吉を經由する路線にそれぞれ変更予定いたしております。

草地域域におきましては、近広から本村まで路線の延長をいたします。

また、入津から焼野を經由して中伏の路線を設定を行い、古城から長添までの区間を畑から殿道を経由し、古城までの路線に変更するものであります。

香々地地域につきましては、小畑線につきまして、国道213号から市営羽根住宅までの路線、国道213号の松津トンネルから香々地市民グラウンドまでの区間を松津を經由する区間にそれぞれ変更を予定いたしております。

夷線につきましては、横岳から西狩場までの区間を廃止をいたします。

また、石城橋から夷谷温泉までの区間では、往路として市道東夷線、復路として県道小河内香々地線を設定しておりましたが、路線を一本化するため市道東夷線の区間を廃止をいたします。

真玉地域につきましては、地域からの要望も踏まえ、黒土方面では小河内集会所までの路線の延長と、臼野方面では、臼野出張所より磯までの区間を一部市道北川線を經由して国道213号へ連接する路線の変更する予定でございます。

次にケーブルテレビに関するご質問についてお答えを申し上げます。

現在3月の下旬から市内全域で住民説明会を行い、その後、5月にケーブルテレビのサービス内容と料金を記載したパンフレット等をそれぞれ全戸に配布する予定でございます。

また、順次それぞれの要望によりまして、私どもから出前の説明会を開く予定にいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

市の地域生活支援事業につきましては、10項目ございまして、総額3,703万1,000円と、うち、国の補助金につきましては、745万2,000円を予定しております。

それから市の独自軽減策についてでございますけれども、今回、国が軽減策を実施したために廃止いたしました。新たな軽減策については考えておりません。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) 人権・同和対策課長浅井 哲君。

人権・同和対策課長(浅井 哲君) お答えいたします。

関係団体とはどういうことかというご質問でござ

いましたけれども、部落解放同盟との連携を深めながら、お互いに協議をしながら進めてまいりたいということでございます。

次に、依然として残る差別意識の解消についてのご質問であります。

現在もなお、結婚等あるいはインターネットを利用した落書き、掲示板への落書き、あるいは、地名総鑑事件等まだまだあとを絶ちません。これらの問題を解消するための施策を進めていかなければならないだろうというふうに考えておるところであります。

それから人権侵害による被害の救済のご質問でございましたけれども、国では人権侵害救済法の検討を進めておりまして、国会では一応廃案になっている状況でありますけれども、今後、また救済法につきましても議論が出てまいるだろうというふうにも考えております。

こういった部分での、私どもも国、県の指導を受けながら進めてまいりたいというふうに考えてるところであります。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長小野俊久君。

保険年金課長（小野俊久君） お答えします。

国保の国庫負担増額要望につきましては、これまで市長会を通じて要望を行っておりますので、今後も引き続き行われるものと思われま。

以上です。

議長（菅 健雄君） 大石議員に申し上げます。時間もありませんので、簡潔にお願いします。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 2点だけ、一言市長に質問しますので、市長答えていただけませんか。

いまの国保の件でね、国庫負担の引き上げを市長として働きかけてほしいと思うんですけども、先程の答弁では、と思います程度ではなくて、市長自身がやってもらいたいというところが一つね。

二つ目が、障害者自立支援法で、ずいぶん見直しされたんですけども、一番問題になっている応益負担がある限り、やはり障がい者大変なんですよ。これ撤廃を国に働きかけていただきたいと思いますが、どうですか。かけるかかけないかでいいです、答弁は。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは2点について、私からご答弁申し上げます。

国保関係、障がい者関係というものについては、非常に大事なものであります。そういう面で、これまでも市長会等でいろいろ議論してまいりました。

そういうことの中で、私もやはり一地方自治団体だけではなかなか難しい問題ですので、このことについては、やはり市長会等で議論しながら国のほうにも要望していきたいとそう思っています。

以上でございます。

22番（大石忠昭君） ありがとうございます。

議長（菅 健雄君） ここでしばらく休憩いたします。

午後は13時から再開いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時00分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑通告表の順序により、発言を許します。

16番川原直記君。

16番（川原直記君） 16番の川原直記でございます。午前中お二人の議員の質疑で大方の線は聞いたと思うんですけど、通告とおりに1号議案、乗合タクシーについて、少し私の気持ち等をお聞きいただければと思っております。

昨年、大分交通という公共機関に対しまして1,900万円という補助金を市が出しておりました。それが今回乗合タクシーをすることによりまして1,400万円ということになりまして、そういった金額が下がることは、大いに結構かと思っております。しかしながら、午前中の質問の中にもありましたように、質疑の中にもありましたように、市民にとりまして重要なことは、地域の活力維持や住民の利便性を考えることだと考えております。

そこで、私はこの大半の議員の皆さんの中におきましても、ほとんどの方は、仮にそういった利便性が上がるんならば、それが仮に2,000万円になっても、それ以上になっても、皆さん方でそんなに大きな意見の違いはないんじゃないかなと考えております。

午前中の市長の提案に対しましても、そういった健康保険等、介護保険等、何十億という金額がかかっております。特別会計ですので、全然別枠と言えばそれまでですけど、市民からみれば、同じような予算の中でそういった元気のいい、高齢者の方が喜んでいただける施策をぜひとも考えてほしいなと考えております。まあ、その辺につきまして、市長の将来に対するお気持ちをお聞かせいただければと思っております。

それから、28号議案のケーブルテレビでござい

3月12日

ます。これに関しまして、順序を書いておりますけど、まず第1に加入申込み条件はどういった方が対象になるのか。例えば住民票が市内にある者がそういった対象になるのか。また、他のいろんな事情もありましょうが、市税の滞納や国保の滞納等があるんなら、そういったことに対しても何らかの方策がとれるのか。

また、転居の時や新規加入で、例えば3年後に新しい家を建てる場合に、やはり大きな負担を皆さんに出していただけるようにする方法なのか、それとも新規の場合は、この20年の3月まで申し込んだ条件と同じようになるのかといったことも聞いてみたいと思います。

それから、加入時の費用に対しましては、先程資料等がありまして、宅内工事の2万5,000円ぐらいの負担と聞いておりますので、その辺そういった金額で済むのか。

それからまた、加入に対しまして、仮に条件がないとした場合に、加入金や引き込み工事、その電柱につける機器等を聞いていますけど、そういったものが約10万ぐらいかかるんですけど、そういった負担は、その場は、その場で入る人は、全員希望者に入っていて、それがまた再利用できるものかどうか、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

それから、使用料につきましても1,260円ということで、減免措置も考えてるちゅうようなお話も聞きました。それからその中で、IP電話が無料になるとか、告知放送ができるとか、自主放送、議会のテレビ中継等も言ってましたが、その点、少しわかれば詳しくお願いしたいと思いますし、料金の徴収方法につきましても、どういった方法で徴収するのか。

それから、私が一番気になっておることが地デジ、地上デジタル放送というのが2013年から始まる、もうそのいままでの受信ができなくなるというようなことを聞いてまして、それが一部の地域には受信できないところがあるらしいんですけど、そういった地デジが映る地域に対しまして、十分な加入促進ができるような自信がなんかあれば、そういった説明会に説明できる方法等、もしご用意があればお聞かせいただきたいと思います。

関連質問部分になりますけど、そういった放送の全体的な維持管理費、保守点検、電柱使用料、そういう経費と放送局の費用、人件費等そういったこと

があらまか、大方の線が出ておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上、少しわかりにくい点もあろうかと思っておりますけど、いまの点でお答えいただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私のほうから乗合タクシーの件について、ちょっと私の気持ちをご説明申し上げます。

乗合タクシーというのは豊後高田自慢の制度だと私は思って、大分県下で初めての制度なわけです。

で、どういうふうにして、県南を見ても、新聞等見てご覧のとおり、県南はいま、大分バスが通らないということの中でどうするかということで、騒動をやっているわけでありまして、県北は随分前から、大分交通がもう補助金をくれなければやらないということの中でやってきた制度であります。そういう面では、もう県北のほうは、公共交通そのものがもう成り立ってなかったのが現状であります。

そういう中で、これからどうして、公共交通をどうしていくかということの中で、それで、私も合併時も随分議論をしたわけでありまして、その中で平成17年、16年、17年ですね、17年に調査をかけまして、老人会とかいろんなところの調査をして、そして要望をし、どのような交通体系がいいかということ調査した結果として、いろんな大分大学その他にも委託をして調査した結果としては、先の、先般の時に山田議員からもデマンドの話もちょっと出ましたけども、そういうものを全部調査をした結果として、やはりこの乗合タクシーが一番経費的な面と便利的な面ではいいんじゃないかということになったのが一つであります。

それと同時に、いままで一番最初は、いままで公共交通が使ってたところをどうしてあげるかということが一番大事なことでありました。その中でしたのが、やはりいままでの公共交通が行ってるところは、非常に削減を随分させていただいたこともあります。1人でも乗ってればもうやはりそのバスを潰さんでくれ、皆さん言うとおりであります。そういう中で、しかしながら、市内をできるだけ多くの方々にやはり公共交通を使う方法を考えたかどうかというのが、今回の乗合タクシーでありました。

そういう面では、現実に通ってるのは田染線と都甲線と黒土線の三つしかありませんでしたけども、これをどう広げていくかということの中で調査をし

た結果の中では、草地が、市内では、旧豊後高田市では、草地が1本、それから真玉、香々地については、各々2本ずつを、それでということでありました。

そういうことの中で、それと同時に、どこでどういような形態で使うのか。特に、老人の人へのアンケート調査、それから子どもたち、通学が本当に使われてないか使ってるか、全部調査をいたしました。その結果として、それからまた通勤にどうなのかということも全部調査した結果の中が、こういう格好でいいということになったわけでありました。

そういう面で、それと同時に、私、提案理由説明で皆さん方に説明して平成19年度の歳入をお聞きになって、どこが増えてるかということ、繰入金金が約10億増えてるだけです。繰入金というのは基金を、ここで、他は全部減ってる状況にあります。税収にしても全然増えてない。結局税源移譲分が1億5,000万増えましたけども、結局は譲与税が1億8,000万、たぶんそうだったと思いますから、結局は、税源移譲でも国が予定したほどは入ってないわけです。で、どういうふうな格好で持っていったかということ、基金を9億9,000万円この中に繰入金というのがありましたけれども、それが約10億というのは、これは基金を切り崩して入れたということ、それだけが増えてるんで、あとは増えてない。けども、先程川原議員が言いましたように、福祉事業というものは全部増えてるわけです。これも必然的に高齢化時代になってくると増えてくるという。そういう中で、どういうふうにして予算をやっていくかということになってまいります。

そうしますと、夕張と同じことで、家庭でも同じです。収入に応じた支出を持っていかなきゃならんことは事実なんでありました。

そこ辺をやる中で、そうはいっても、公共交通、いかにしてやるかということの中で、いままで通ってた人たちは少し我慢してもらおう。そして、通らんところに持って行ってもらうということでありました。そういうのがこの制度でありまして、まあ温泉バスとか、それからまた、温泉バス、あれが400万、2,000人で400万、1回が2,000円で温泉バスをいままでやってた。それは、ほんなら香々地だけでそれでやっていいのかということ、そうじゃありません。全部にそうしなきゃならんだろう。そういうことを全部いかにして、そこ辺のものはやはり我慢してもらわなきゃならんのではないかと。

と同時に、もう一つの問題としては、いままでの地方交付税というものは、使っただけ金をやはりくれてました。だから小さい町村ほどたくさん金をくれてた。だから皆さん方してみてください。1人当たりの交付税の額というのは、小さいところほど多いという。そういうことの中で、それがもう許されない時代になってきた。

で、私どもも平成11年度からどんどん、私どもどちらかという、これに書いてありますように、その税収、いわゆる20パーセントしか税収、あと、他のところは50パーセント、全体の50パーセントぐらい自主財源がなきゃならんのを、私どもは20パーセントぐらいしかないという、そこ辺のものですから、まあ今年の議会でも言いましたように、私どもは将来的には、津久見やそれから日出と同じ予算でいかなきゃならん、津久見が確か80何億のはずです。日出も70何億、で70から80億、これが私どもの少なくとも10年過ぎの予算としてはこれでいかなきゃならん状態でありました。

そういうものの中でどういうふうにしてやっていくかということの中で、やはり我々のところは我々のところでなんとかやっていけることをやろうということでありました。

そういう面では、たぶん国東、それから杵築の、まあそれから、他のところのコミュニティバスその他を調べていただければわかると思いますけども、全部線の中にいって、なかなかそこまではできてない状況。そういう面では、私どもとしては、これは本当は自慢になる、そして、できるだけそういうものに配慮したというつもりでありました。そういう面では、そこ辺のものもご理解いただきたいという気がいたします。

これからも、できるだけ皆さん方に、やはり乗っていただければなんの意味もありません。そういう面では、1年間かけていろいろしますということはどういうことかということ、やはり利用がないところはやはり落としていくということになります。そうでなきゃ、その公平というのはそういうものではないと思っておりますので、そういう面では、いまやはりたくさん利用されてるところは、それはいままで既定路線があった田染、都甲、そういうところがたくさん利用されている。

だから、これが利用されない、それからほんならどういようなふうにしてするか。いま、公平ということでやってますけど、これからどういようなふうにしてい

3月12日

くかということは、地元の人たちの利用状況、そして、また地元の人たちと話し合いながら、どれがどういうふうにして価値が上がるかという。ただしそれはやはり効率をいかに上げるかということもあります。だから、今回の場合は1,900万を1,500万に落とすということは目的ではありませんでしたけど、ただ、やはりいかに少なくするかというのも一つあります。

それと、もう一つの場合は、できるだけ皆さんに使っていただくこと、300円を200円にしたのも、そこだけでも50万違うわけでありまして。しかしながら、いろんな話を聞いてみても、こら100円、ただが一番いいに決まっています。しかし、そういったって、そこ辺のものがどこでいくかという、やはり、物を利用するのは、自分が金を出すということもやはり必要なんではないか。そういうことの中で、まあ100円を落としてみようというのは、確かに矛盾がありますんで、それでも切り捨てはありましようけれども、そういうことの中で200円ならなんとか、近い人も我慢できるんじゃないかと。遠い人はいいじゃないかと、まあそれは市民だから、できるだけそういうものでして、乗ったほうがいいんじゃないかという、そういうことの中でした制度であります。

そういう面でなかなか満足はいかんとおもいますけれども、ただ、この制度をなんとかうまく活用して、高齢者の人にもそういう、いまほとんど乗る人がないことは、事実なんです。だから2.5人もつたいないと思いますけれども、だけでも2.5人でも乗ってくれば、その中でそれが1人なり乗らないという、そういうことでございます。

そういうことで、気持ちとしては、なんとか皆に活用していただきたいということと、もう一つは効率的にやりたいという、だから大きなバスを小さなタクシー、または、だから今回の場合は、小さなタクシーで行くところもでございます。そういうことの中で、いかに利用するかということになってまいりますんで、ぜひそのところご理解をさせていただいて、いい知恵を貸していただきたい。その金を安くしよう、安くしようと、あっこまで延ばせというだけでなく、いかに効率的にするかということもやはりしていただきながらやっていかなければ、この市政全体として効率的にやっていきたい。そう思っております。答えになるかわかりませんが、私の意図としては、これは、これからいろんな調査

をしていただいて結構ですけれども、大分県下にこういう制度というのは初めての制度で、そして県その他からは評価をされてる制度であります。その辺をご理解いただければ非常にありがたい。

以上であります。

議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 28号議案に関するご質疑についてお答えを申し上げます。

まず、加入申込みの条件についてでございますが、市内に住居または事業所を有する方であれば、個人、法人を問わずどなたでも加入することができます。

これは、この施設が今回提案申し上げております豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例第1条に規定するように、市民の生活環境の向上並びに各種の情報提供を行うことにより、地域の活性化を図るとともに、高度情報化社会に適応したまちづくりを推進することを目的としており、より多くの方々にご利用いただくため、住民票の有無など特別な制限は設けておりません。

また、アパート等の集合住宅の入居者への対応についてでございますが、条例第6条2項及び第3項に規定しておりますように、二通りの加入方法がございます。

まず、一つは第2項に規定しておりますように、入居者単位で加入する方法でございます。この場合は、1戸建ての住宅の加入者と同じく、入居者単位で個別に加入していただく必要がございます。

二つ目は、第3項に規定しております集合住宅の所有者が一括して加入する場合でございます。この場合、集合住宅の所有者が、加入時の分担金、基本使用料を一括して支払うため、入居者の方は基本使用料を市に支払う必要はございませんが、加入者の地位は得られません。

次に、加入時の費用と負担についてでございますが、加入に際しては、条例第15条で定める分担金6万3,000円が必要となります。

他に幹線伝送路の分岐点から各戸の軒先までの光ファイバーを引き込むための引き込み工事費用と、宅内の配線工事や機器の設定等の費用が必要です。引き込み工事費用及び宅内工事費用につきましては、加入者宅の状況により大きく異なりますので、あくまでも目安と考えていただきたいと思います。現在のところ標準的な場合、引き込み工事費用が約5万円程度、宅内工事費用が約2万5,000円程度

かかるものと思われます。

今回の事業では、多くの市民の皆様にご加入していただくため、平成20年3月末までに加入申込みをいただいた場合は、分担金と引き込み工事費用の両方を免除する計画でございます。ぜひともこの免除期間を利用して多くの方々にご加入をいただきたいと思っております。

次に、使用料とサービス内容についてでございますが、条例第16条に規定していますように、月額1,260円の基本使用料が必要となります。基本サービスの内容としましては、市からの各種のお知らせや議会情報、地域のイベント情報、健康福祉情報、防災情報、各種団体からのお知らせのほか、豊後高田市の詳細な気象情報を見ることができる自主放送番組のほか、地上波アナログ放送、デジタル放送やFMラジオの放送を予定しております。

このほか、今回の事業では、都市と変わらない最新の情報通信サービスを安定して提供するため、NTT西日本との共同で通信サービスを行います。これはNTT西日本が提供する光電話サービスに加入していただくことによって、防災情報などの緊急情報や告知、自治会の連絡放送ができる非常に便利な告知放送、加入者間の通話が無料となると同時に、市外への通話料が、通常の3分の1から5分の1となるIP電話がご利用いただけます。

先の市の基本使用料1,260円と通信サービスにかかるNTT西日本の光電話の基本使用料1,638円とを合わせると月額2,898円となりますが、現状の市内の一般家庭での電話料の平均と比較しても、負担は増えることはありません。

ケーブルテレビに加入していただければ、いまの電話料金でケーブルテレビ、告知放送、加入者無料IP電話など多彩なサービスが利用できるようになりますので、ぜひご加入をいただきたいと思っております。

次に、関連一般質問についてお答え申し上げます。

地上デジタル放送に関しましては、現在、海岸部までは北九州からのデジタル放送が受信可能となっておりますが、中山間地域では、どのくらい聴取できるかは、不明となっております。

今回のケーブルテレビ事業では、先程申し上げましたように、地上デジタル放送を含めて放送いたしますので、市内のどこでも鮮明な画像を、映像をご覧いただけるようになると思います。

また、現在のアナログ放送は平成23年7月24

日をもって終了いたしますが、現在お使いのアナログテレビでそのままご覧いただけるプランを付加サービスとして計画しております。

次に、インターネットについてでございますが、今回の事業では、先程申し上げましたように、NTT西日本との共同事業によりまして光ファイバーを使った超高速インターネットサービスをADSL並みの価格でご利用いただけるようになります。

次に、施設の維持管理費についてでございますが、全体の加入率及び付加サービスの加入率によっても変動を伴いますが、現時点での試算では、人件費が約2,600万円、保守委託料が約2,500万円、付加サービスの関係費用が約5,100万円、その他の費用が約5,300万円で、合計1億5,500万程度はかかるものと試算をいたしております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） はい、先程市長からも答弁いただきまして、市民の方もわかりやすくお聞き願えたんじゃないかと思っております。

私もも常日頃、節税、特に支出のほうは切り詰めるように、市長のほうに申し出てるわけですが、そういった高齢者、元気な高齢者の方の少しでもお助けができたり、また、いま申しましたように、小中学生等も利用できるような、大いに小回りの利く運送方法をこれからもぜひ考えて、早めに取り入れていただきたいと思っておりますし、先程、利用者が平均2.5人ということでしたので、大石議員からもありましたように、私も小型のタクシーでも利用できるような方法もとれるんじゃないかと思っております。

それから、次のケーブルネットのほうですけど、まあ12月でしたか、その前の議会でしたか、損益分岐点が50パーセントの加入で大方ペイできるのではないかというお話がありました。いま聞きますと、1億5,500万円が果たしてどのくらいな世帯数、加入者数になるのかが少し、すぐさま計算できませんので、その辺だけお答えいただければと思っております。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 再質問についてお答えを申し上げます。

ただ今の積算をした根拠につきましては、概ね加入率7割から8割についてでございます。ただし、

3月12日

今回の料金の設定につきましては、皆様が100パーセント近く加入をいただくことを目標にしておりますので、利用料その他については、ぎりぎりまで下げてございます。したがって、いま言いました7割、8割につきましては、非常に運営としては難しい部分だろうと考えております。できる限り100パーセントに近く入るようなことになりまして、ようやくなんとか収支が落ち着くのではないかとこのように考えております。ぜひとも多くの方のご利用をいただきたいというふうに思っております。

議長(菅 健雄君) 議案質疑を続けます。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) 10番土谷でございます。通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず、最初に、一般会計予算案の中で127億の予算を組んでおりますけれども、補正を組めばおそらく140億から150億ぐらいになると思います。なんで財政規模についてお尋ねをいたしますかといいますと、先程市長も夕張市の例を出されておりましたように、2万6,000の市で140億から50億の予算規模が適当なのかどうか。これが他の市と他の団体と比較した場合に、本当に財政規模が適正なのかどうか、これは、やはり今年の初めに1万円の成人式等々でやっぱり大きなショックを夕張ショックというのを受けております。市民の方も豊後高田市がそういう夕張のような破綻をするような状況にならないかどうか、大変心配してる。それで、財政規模と予算との関係でお尋ねをしておりますので、他市または人口規模等々を考えたご答弁をいただきたいと思います。

第1号議案の7款の商工費についてでございますけれども、これは提案理由の中でも新しいまちづくりの取り組みが紹介されております。その新しい取り組みの中で高田地区とか、玉津地区とかということが出ております。その中で、7款、1項のこの説明を、事業内容について説明をしていただきたいと思っております。

それから2款、3項の総務費でございます。住民基本台帳費について、事業内容の説明、保守委託の内容についてですね、住民基本台帳ネットワークの利用状況について、これを説明を願って、私はこれに対して関連一般質問をしたいと思っております。

と申しますのは、住基ネットワークにつきましては、あの大阪で高裁の判例が出ております。この問題につきましては、やはり基本的人権に対して個人

のプライバシーの問題があり、重要な問題を含んでおると思います。高田市もおそらくこの判例については承知はしておられるでしょうけれども、この判決どおりには、おそらく運営はされてはいないと思えますし、それでやっていけるんだらうとは思いますが、個人のプライバシーに関することなので、どういうふうにこれをやっているのか。この対応についてお尋ねをしておきます。

それから、民生費の中の社会福祉費についての障害者自立支援法につきましては、この会議の中で十分に説明を受けて承知しましたので、これは取り下げさせていただきます。

それから福祉関係で3款16項の成年後見人制度支援助成金についての質疑をさせていただきます。

このまず議案の事業内容についての説明をお願いいたします。

関連質問としまして、成年後見人制度そのものは、ご承知のように禁治産制度が変わり、それが成年後見人制度になったんですけれども、この禁治産制度の当時は、費用が50万かかるとか手続きが煩雑だったことで利用されなかったと。そして、今回、成年後見人制度が制度として新設されておるわけでございますけれども、これの使用状況、それからこの問題点、これの対応についてどういうふう考えてるのか。

おそらくこの議案書に出てきてる助成金につきましては、厚生省が通達で出してるように、市町村の窓口業務をしるということの費用だと私は思っておりますけれども、実際に運営していくなかで、どういうふうな形でやられるのかお尋ねをいたします。

10号議案につきましては、平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業なんですけれども、これを特別会計に振り分けた理由についてお尋ねします。

それからこの事業のメリットについて、どう考えてるのかお尋ねします。

第28号議案について、豊後高田市ケーブルネットワーク条例の制定でございます。この条例の中で、11条の故障の時についての責任の負担をどこに持ってくるのか。それから20条の加入者の地位の承継は、どういうふうに考えてるのか。

加入者のその法的地位をどう考えていくのか。

それから、25条の広告宣伝費の運用の内容について、これは有料で行うのか、無料で行うのか、事業として行う場合は、どういう形をとっていくのか。

こういうことをお尋ねしたいと思います。

終わります。1回目は終わります。

議長（菅 健雄君） 企画財政課長野村信隆君。

企画財政課長（野村信隆君） 1号議案の一般会計予算案の財政規模についてお答えいたします。

本市の平成19年度の一般会計歳入歳出予算総額は、127億1,689万9,000円でございますが、地方財政計画及び地方交付税などの基準となる普通会計ベースでは、ケーブルネットワーク事業特別会計を純計した歳入歳出予算総額145億2,705万7,000円でございます。この平成19年度普通会計ベースの予算総額145億円を財政規模の目安として県内の他団体と比較してみると、本市は、県内14市中、杵築市に次ぐ12番目となります。その杵築市が約162億円で、本市の次が由布市の140億円、最も予算規模が小さい市は津久見市の約85億円で、本市の約6割の予算規模でございます。

全国の類似団体との比較では、最新のデータが平成16年度の決算ベースでございますので、その比較ということになりますが、国の財政に関する統計で公表されております人口や面積が同程度の類似団体は、財政規模が124億円でございます。

この歳入の内、市税が17パーセントで、地方交付税が37パーセントを占めております。本市の場合を同じ平成16年度決算ベースで見ますと、財政規模が約149億円で、歳入の内、市税が12パーセント、地方交付税が40パーセントを占めております。

本市の財政規模は、類似団体の約1.2倍の大きさですが、歳入に占める市税の割合は、類似団体よりも5ポイント低く、地方交付税の割合は、類似団体よりも3ポイント高くなっております。

このように、本市の財政基盤は類似団体に比べ地方交付税の依存度が高くなってはいますが、その地方交付税は、国の財政が厳しい中、平成11年度をピークに減少し続けております。市町村合併をして10年後には、地方交付税の合併算定替え、国、県の合併補助金及び合併特例事業債などの優遇措置は減らされていき、15年後にはすべてなくなります。そうなりますと、人口が同規模であり市町村合併をしていない津久見市や日出町などの予算規模にならざるを得ません。

日出町の平成19年度予算と比較してみると、豊後高田市は人口が2万5,000人、税収が約2

0億円、地方交付税が約57億円であるのに対し、日出町は、人口2万7,000で、税収が1.5倍の30億円、地方交付税は4分の1の15億円でございます。

この地方交付税は、本市の場合、過疎対策や市町村合併の特例措置などにより、日出町よりも42億円も多く交付される見込みであります。そのため予算規模も日出町の75億500万円に対して約2倍となっております。

本市は、現在、過疎対策や市町村合併特例などの優遇制度が適用されてはいますが、これらの制度が期限が切れたあと、将来的には、日出町と同じ財政規模の財政、行政運営を行っていかねばならないと考えております。

今後とも市民の皆様のご協力とご理解とご協力をいただきながら、この有利な制度を活かして10年後、20年後の中長期的な視野に立って、市総合計画に定める様々な施策に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長（桑原茂彦君） 土谷議員の商工業振興費の事業内容についての質疑にお答えいたします。

現在、本市におきましては、元気あるまちなかを創造するため、中心市街地の西側及び東側の特色を活かした賑わいと憩いの創出を図ることにより、観光客にも市民にも愛されるまちなかを目指しております。

そこで、中心市街地を核として豊後高田市全体が活力ある地域となるよう新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けるべく申請に向けて事務を進めているところであります。

特に、中心市街地の西側高田地区につきましては、平成13年度より取り組みを行って、昭和の町が全国的に脚光を浴びる中、年間25万人を超える観光客にお出でいただいている状況であります。今後も観光客の一層の増大を図り、活力ある町を創造するため、昭和の建築物を活用した拠点施設の整備や空き地を利用した新たな観光拠点施設の整備を行い、昭和の町のさらなる魅力の向上を図りたいと考えております。

そのため、まちづくり交付金や過疎債を活用した拠点施設活用事業により、中央通りの旧大分合同銀行跡地を整備するための設計委託料及び工事費、大

3月12日

分銀行跡地を活用するための基本設計委託料を予算計上させていただいているところであります。

また、東側の玉津地区においては、西側と比較して、依然として寂しい状況が続いております。そのため、「市民のための豊後高田昭和の町高齢者が楽しいおまち」をコンセプトに、西側商店街の取り組みで得た、商店街自体に代替目的を付与するという実績に学び、公共施設の集積や地元の史跡、お寺等の既存ストックを活用しながら、高齢者の生活、交流の場としての魅力ある商店街づくりを目指してまいりたいと考えております。

そのための事業として、まちづくり交付金や過疎債を活用した拠点施設活用事業により、高齢者が商店街にやってくるための動機づくりとして、新たな交流の場となる拠点施設を整備してまいりたいと考えています。

その手段として、玉津にある旧県信用跡地を取得するため、用地購入費と施設改修のための基本設計委託料を予算計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 市民課長河野三男君。

市民課長（河野三男君） 土谷議員の第1号議案、2款、3項、1目の住民基本台帳費委託料についてお答えします。

住民基本台帳ネットワークは、平成14年8月から第一次稼働開始、平成15年8月から本稼働となりました。このシステムは、各種行政の基盤であります住民の居住関係を公証するシステムで、住所、氏名、生年月日、性別等、住民票コードにより全国共通の本人確認ができる仕組みを構築するものであります。

各自治体の住民情報は、専用回線網を利用して県のサーバーを経由し、指定情報処理機関のサーバーへと接続され全国どこからでも本人確認が可能となっています。

ご質問の住基ネット端末保守業務委託料につきましては、システムを安全に運転するため、各種機器及びソフトの保守管理の必要が生じますので、その保守業務について委託するものであります。

具体的には、事務室内に設置している住基ネット関連機器に対する保守業務でありまして、デスクトップパソコン、住基カード発行機、付帯短波装置、ファイアーウォールやプリンター等に係る保守料でございます。

運用支援及びサーバー保守業務委託料につきましては、コミュニケーションサーバーと、ファイアーウォールの監視や障害時における対応など定期的に点検を行い、併せて外部からの不正なアクセスを防止するため、アップグレード作業を委託するものであります。

次に、関連一般質問部分の住基ネットの活用状況についてお答えいたします。

住民基本台帳ネットワークの現在の活用状況につきましては、身近な利用例としては、パスポート発行申請時に必要であった住民票の省略や年金受給者の現況届に住民票コードを記載することにより、今後現況届が不要になることなどに活用されています。

また、本人や世帯の住民票の写しの交付が全国どこからでも受けることができるようになりました。

次に、大阪高裁の削除命令に対する対応についてであります。住基ネットに接続することを拒否する住民について、削除するよう判決が出されましたが、本市においてはこのような事例はございませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、プライバシーの確保についてであります。住民基本台帳ネットワークでは、個人情報の保護をもっとも重要な課題とし、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報、氏名、住所、性別、生年月日と、住民票コードに限定を行い、住民票コードの民間利用を禁止するなど、利用目的が限定されています。

また、内部からの不正利用を防止するため、住基ネットに接続するハブにアクセス制限を設定することにより、特定の機器のみしか利用できなくし、その事務に携わる職員に対しては、各人ごとに操作者カードを貸与し、操作者識別カードにより利用範囲を限定するなど、個人情報の保護には特に配慮しているところでございます。

さらに、国においては、住民基本台帳ネットワークは電子政府、電子自治体の基盤として不可欠なものとして取り組んでいることから、本市としても、その基盤づくりに努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 3款、1項、6目、障害者自立支援費の扶助費の成年後見制度利用支援助成金についてお答えいたします。

議員ご案内のように、成年後見制度利用支援事業

の概要につきましては、制度を利用するにあたり、4親等以内の親族がないなどの理由により、本人に代わって、市長が家庭裁判所に対し審判の申立てをするなど、支援助成するものであります。この場合の申立てに要する経費については、申立人自身の利益のためではなく、住民福祉の観点から、家庭裁判所が、特別な事情である場合に、本人等に手続費用の負担を命ずることができるとされていますが、本人に負担能力がない場合、市が代わって経費助成をするもので、後見人等に対する報酬分として、平成19年度は21万6,000円予算計上しているものであります。

次に、関連一般質問の成年後見制度の現状であります。この制度は、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために、財産管理や身上監護、介護保険サービスの申請や、施設利用時の契約等において、後見、補佐、補助を必要とする者を支援する制度であります。

本市におきましても、障がい者の自立に伴い、一人暮らしが増加する中で、この制度は有効な制度であります。今後、広報紙、相談支援事業所等を活用し、制度の周知を図るとともに、障がい者団体等と連携し、対象者を把握するネットワークの確立を図るなど取り組みを強化してまいりたいと考えております。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 10号議案に関するご質問につきましてお答え申し上げます。

地方自治法209条第2項の規定によりますと、普通地方公共団体は、特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合は、条例で特別会計を設置できると規定されております。

今回の事業では、国、県の交付金及び合併特例債を活用し、市内全域に高速情報通信網の整備を行い、加入者からの使用料によってその運営を行おうとするものであり、特別会計設置の要件を満たしております。

また、特別会計を設置することによって、事業にかかる経費を明確にでき、効率的な運用にも寄与するものと考えております。

次に、事業のメリットについてでございますが、今回の事業により、市内全域にわたる光ファイバーを使った高速情報通信網を整備することにより、都

市との情報格差の是正、市内中心部と周辺部との情報格差の是正、また、テレビ難視聴地域の解消ができるとともに、そのネットワークを活用した様々な情報サービスの提供が可能となります。これにより、都市と変わらない快適で便利な生活環境が実現し、加えて時間と距離との問題が解決できることから、新市の一体性の促進にも寄与できるものと思われま

す。また、最も身近なテレビを活用することで、パソコン等のIT機器になじみにくい高齢者の方々でも気軽に情報を得ることができるようになり、住民福祉の向上にもつながります。

さらに、市内のどこに居住していても、必要な情報が瞬時に受けられるようになり、現在の広報紙や各種チラシ、回覧板等による紙を媒体とした広報の削減、また、広報車による巡回が不要となり、情報伝達手段の効率化が図られるものと考えております。

次に、第28号議案についてのご質疑、ご質問にお答え申し上げます。

事業内容及び今後の展開についてでございますが、今回ご提案申し上げます豊後高田市ケーブルネットワーク施設条例は、ケーブルネットワーク施設の整備に伴い、施設の管理運営上必要な事項を定めるものでございます。

条例第11条の規定は、施設が故障したときの対応を規定するものでございまして、各戸に設置されます光成端箱までの伝送路施設が故障した場合は、市が復旧に要する費用を負担し、加入者の宅内の設備が故障した場合は、加入者がその復旧費用を負担することになります。ただし、市が貸与した宅内機器に関する修理費用は、加入者の故意または過失による場合を除き市が負担をいたします。

次に、条例第20条の規定についてでございますが、この規定で定めるところの加入者の地位的な性格につきましては、物件的、債権的な地位は確立しておりませんが、加入者の地位的な要素はあるものと思っております。

この加入者の地位につきましては、相続譲渡その他の事由によってその地位を承継することができ、地位を引き継いだ方は、その旨を申請すれば新規加入時に必要な分担金を免除することを規定するものでございます。もちろん、加入者の地位を引き継いだ方は、基本使用料を支払うこととなります。

なお、この加入者の地位の売買については想定いたしておりません。

3月12日

次に、条例第25条の規定についてでございますが、地域の産業振興や住民福祉の向上など、公益上または事業運営上必要がある場合は、適正な負担を条件に広告宣伝等を放送することができることを規定いたしております。

なお、この広告宣伝等の基準や費用、その他の条件等につきましては、今後規則で定める予定でございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） 第1号議案で、財政規模を聞きましたら、大変厳しい、寂しい話になってしまいましたけれども、それが現実だと思います。自主財源が19億ちょっと、20億を切ってるような状態で、日出では30億だと聞いておりますし、地方交付税もどんどんどんどん下がってきて、なくなっていくのが目に見えております。で、60億、80億の予算を組んでいかなきゃいけないということなんで、行財政改革はやっていかなければいけない、絶対に必要なものだと思いますので、頑張っていかなきゃいけないという要望をしておきます。

それから、商工振興費の事業費についてですけども、玉津地区の県信の跡地の利用については、玉津地区の人たちの意見、どうい、その利用について、どういことをどうい方向で利用したいというような意見が出てるならば、ここに出していただきたいと思っております。

2款、3項の1目の住民基本台帳ネットワークの事業についてでございますけれども、この質問の中から回答は得られておるんですけども、実際に住基ネットの違憲になった理由というのが、個人情報を利用する国の事務が270種類を超えていると、ここに問題があるんです。270種類の住基ネットを利用して、我々個人の情報が国または県の中に入っているってことなんです。だから十分にセキュリティをしっかりとしないと、これは個人情報危ないと思っておりますので、十二分に注意をして、今後運用していただきたいと要望しておきます。

民生費の福祉費の中の成年後見人制度利用支援助成金の中の関連質問でございますけれども、これが一番問題になってるのは、成年後見人になり手がないうことが一つ。それから、大分県で3万人必要としてるんですけども、裁判所が対応できてないってこと。

それで、一番目の問題で、後見人になり手がな

ときには、市町村長が法定後見人になるというふうになってるんですけども、これの件も、県下であまり市長が後見人になったって例も聞いておりません。

いま、行われておるのは、NPO法人を作って、法定後見人になる人たちを市民の中から募って、その人たちに法定後見人になっていただいて、被後見人の手助けをしていただくという方向が考えられておるんですけども、こういうことも今後考えていかないと、新聞紙上で、ただ今出た、痴呆の出たお年寄りが契約を結ばれて大変だとか、たくさんこの状況が出ております。

で、それで成年後見人制度はできておるんですけども、費用的には10万ちょっとで、禁治産者のように50万円はかかりませんけれども、そういう裁判所の問題、それから後見人になり手が少ないという問題、それでネックになってると思います。

それで、この問題については、厚生省のほうから通達で、市町村に窓口となり、この制度を活用するように、周知徹底するようにという通達が来てると思いますし、それに基づいての今回の助成金だと思います。ぜひこの助成金の本来の趣旨を十分に汲み取って、事業の速やかな成功をお願い申し上げます。

28号議案で問題になったのは、加入権の問題で、相続または承継できるということなので、相続承継できるならば、準物件的権力として、権利として考えられるんじゃないだろうかということだったんですけども、ご回答は、地位的な承継はあるけれども、債権的、物件的な要素までは確立されてないんだと、そういうふうにご回答を聞いてよろしいのかどうか、もう1回確認をします。

議長（菅 健雄君） 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長（桑原茂彦君） 土谷議員の再質疑にお答えいたします。

現在、玉津地区の住民の方が主体となって組織しております玉津地区ワーキンググループにおきまして、県信用跡地の利用も含め、これからの玉津地区商店街の活性化に向けた取り組みについて協議を行っているところであります。

その会議の中におきましても、要望として、多くの方が集える施設として整備をしてほしい旨の意見が出されているところであります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 再質問にお答えを申し上げます。

” 尾 上 真 一

今回提案申し上げております条例20条の規定につきましては、あくまでも市は行政上の公の施設の使用に対する権限を継承できる旨の規定をするものでありまして、加入者の地位が物件、債権等、国の法律の適用を受けるか否かを規定するものではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております第2号議案から第40号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（菅 健雄君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。

第1号議案、平成19年度豊後高田市一般会計予算については、22人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成19年度豊後高田市一般会計予算については、22人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

議長（菅 健雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 安 達 隆